

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

頁	現 行
2	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 計画の理念</p> <p>この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。</p> <p>1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努める。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(項目追加)</p> <p>(項目追加)</p>
6	<p>第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>12 第八管区海上保安本部</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害時における船舶による救助物資及び避難者の輸送</p>
16	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 気象等観測・予報計画 (各機関)</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p>京都府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する(以下「一般」という。)予報及び警報(以下「予報警報」という。)並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報(以下「気象情報」という。)の発表については、地震及び津波に関するものを除き、京都府気象台と舞鶴海洋気象台が府内の地域を分割して担当し、その区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報(以下「予報警報等」という。)</p>

修 正 案	修 正 理 由
<p>第1編 総則</p> <p>第2章 計画の理念</p> <p>この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。</p> <p>1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努めるとともに、<u>京都BCPにより、早期の復旧・復興に努める。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。</u></p> <p><u>6 1府県だけでは対応することが困難な災害については、関西広域連合関西防災・減災プランに基づき対応する。</u></p>	<p>東日本大震災等を踏まえ追記(危機管理防災課)</p>
<p>第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>12 第八管区海上保安本部</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は<u>救援物資等の緊急輸送</u></p>	<p>海上保安庁防災業務計画との整合(第八管区海上保安本部)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 気象等観測・予報計画 (各機関)</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 一般の利用に適合する予報及び警報</p> <p>京都府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する(以下「一般」という。)予報及び警報(以下「予報警報」という。)<u>」</u>並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報(以下「気象情報」という。)<u>」</u>の発表については<u>京都府気象台が行い</u>、その区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報(以下「予報警報等」という。)の種類、発表基準その他について定める。</p>	<p>京都府気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定(京都府気象台)</p>

	の種類、発表基準その他について定める。		
	1 予報区 京都地方気象台と舞鶴海洋気象台が、それぞれ分担して行う予報警報等の（以下省略）	1 予報区 <u>京都地方気象台</u> が行う予報警報等の（以下省略）	京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）
17	5 注意報・警報の伝達 イ 注意報・警報の連絡系統を「 <u>京都府南部予報警報等伝達経路図</u> 」及び「 <u>京都府北部予報警報等伝達経路図</u> 」に示す。	5 注意報・警報の伝達 イ 注意報・警報の連絡系統を「 <u>京都府予報警報等伝達経路図</u> 」に示す。	京都地方気象台への担当官署一元化による経路変更：H24.3.28予定（京都地方気象台）
18	6 気象情報 (1) 台風情報 ア 発表 「平成 年台風第 号に関する京都府（南部・北部）気象情報」（以下「台風情報」という。）は、 <u>予報区ごとに京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台が発表する。</u> (2) 大雨（雪）情報 ア 発表 「大雨（雪）に関する京都府（南部・北部）気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、 <u>予報区ごとに京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台から発表する。</u> (3) 記録的短時間大雨情報 ア 記録的短時間大雨情報は、 <u>予報区ごとに京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台から発表する。</u> (4) 土砂災害警戒情報 ア 発表 「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村毎に京都府と京都地方気象台が共同で発表する。 イ（略） ウ 大雨警報との関係 <u>大雨警報が発表されている状況下で、過去数年間で最も土砂災害の起こる可能性が高くなった場合に「重要変更」と明示し、大雨警報を更新してきた（平成19年5月末日まで）が、この「重要変更」を展覧的に解消し、土砂災害警戒情報を発表する。</u> エ 意義	6 気象情報 (1) 台風情報 ア 発表 「平成 年台風第 号に関する京都府気象情報」（以下「台風情報」という。）は、 <u>京都地方気象台が発表する。</u> (2) 大雨（雪）情報 ア 発表 「大雨（雪）に関する京都府気象情報」（以下「大雨（雪）情報」という。）は、 <u>京都地方気象台が発表する。</u> (3) 記録的短時間大雨情報 <u>ア 発表</u> 記録的短時間大雨情報は、 <u>京都地方気象台が発表する。</u> (4) 土砂災害警戒情報 ア 発表 「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村毎に京都府と京都地方気象台が共同で発表する。 イ（略） <u>ウ 意義</u> <u>土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、原則として市町村を対象に発表する。</u> <u>これにより、市町村長が避難勧告等を発令する場合の参考として利用できる。</u> エ <u>発表基準等</u>	京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台） 京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台） 記述の整合・京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台） 他項との統合整理（京都地方気象台）
19	(7) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、5キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。	(7) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、5キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。	

	<p>(5) 竜巻注意情報 ア 発表 竜巻注意情報は、<u>予報区ごとに京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台から発表する。</u> イ 内容 (以下省略) ウ 意義 (以下省略) エ 伝達 (以下省略) (項目追加)</p> <p>(6) その他の気象情報 ア 標題 <u>その他の気象情報には、対象区域名と現象名を明示して、例えば「京都府南部の長雨に関する気象情報」のような標題を付ける。</u> イ 種類 <u>気象情報の対象とされる現象には、長雨、小雨、低温、異常潮位等がある。</u> ウ～オ (略)</p>	<p><u>平成19年の運用実績を踏まえ、検証対象災害事例 (1988年～2006年) も再整理した上で、平成20年に基準値の一部見直しを実施した。</u> (イ)・(ウ) 項は、従前のエ項の内容とし、(エ) 項については削除</p> <p>(5) 竜巻注意情報 <u>ア 発表</u> 竜巻注意情報は、<u>京都地方気象台</u>が発表する。 イ 内容 (本文部分を改行する) ウ 意義 (本文部分を改行する) エ 伝達 (本文部分を改行する) <u>オ 有効期間</u> <u>この情報の有効期間は、発表から1時間である。</u></p> <p>(6) その他の気象情報 ア 標題 <u>その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。</u> イ 種類 <u>その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、小雨、低温及び異常潮位等がある。</u> ウ～オ (略)</p>	<p>C Lの下限値見直し基準変更 (H20. 4. 1) のため (建設交通部)</p> <p>記述の整合 京都地方気象台への担当官署一元化：H24. 3. 28予定 (京都地方気象台) 記述の整合 (京都地方気象台)</p> <p>有効期間の追記 (京都地方気象台)</p> <p>京都地方気象台への担当官署一元化：H24. 3. 28予定 (京都地方気象台)</p> <p>語句修正 (京都地方気象台)</p>
20	〔付記〕 京都地方気象台・舞鶴海洋気象台への照会窓口	(削除)	京都地方気象台への担当官署一元化：H24. 3. 28予定 (京都地方気象台)
21	京都府予報警報区域細分表	表差替え	京都地方気象台への担当官署一元化：H24. 3. 28予定 (京都地方気象台)
23, 24	警報・注意報基準表	表差替え(北部・南部を統合等)	京都地方気象台への担当官署一元化：H24. 3. 28予定 (京都地方気象台)
25	警報・注意報基準表 (別表1) 大雨警報基準	最新表に差替え	時点修正 (京都地方気象台)
26	警報・注意報基準表 (別表2) 洪水警報基準	最新表に差替え	時点修正 (京都地方気象台)
27	警報・注意報基準表 (別表3) 大雨注意報基準	最新表に差替え	時点修正 (京都地方気象台)
28	警報・注意報基準表 (別表4) 洪水注意報基準	最新表に差替え	時点修正 (京都地方気象台)
29	警報・注意報基準表 (別表5) 高潮警報基準	最新表に差替え (別表5及び6の集約)	時点修正 (京都地方気象台)

警報・注意報基準表（別表6）高潮注意報基準

- 注意報・警報発表例（例文1）
- 台風情報発表例（例文2）

- 大雨（雪）に関する情報発表例（例文3）
- 記録的短時間大雨情報発表例（例文4）

- 土砂災害警戒情報発表例（例文5）

京都府土砂災害警戒情報 第×号

平成△△年□月□日 □時□分
京都府 京都地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

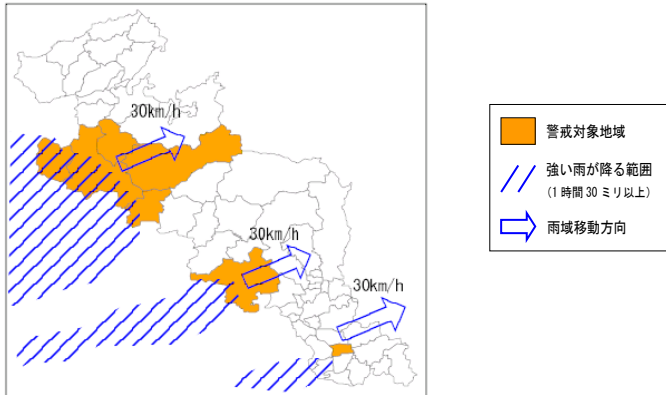
○○市* ××町* △△市* □□町*
*は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

《土砂災害警戒情報を発表》

今後2時間以内に、警戒対象地域では大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで60ミリです。

【京都府土砂災害警戒情報システムで提供する詳細情報も確認してください。】



問い合わせ先
 075-414-5318（京都府砂防課）
 075-841-3008（京都地方気象台技術課）

- 竜巻注意情報発表例（例文6）

最新表に差替え
 最新表に差替え

最新表に差替え
 最新表に差替え

- 土砂災害警戒情報発表例（例文5）

京都府土砂災害警戒情報 第×号

平成△△年□月□日 □時□分
京都府 京都地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

○○市* ××市△△町* ××市□□町* ××市◇◇町* ××市旧××市域*
 ●●町* ■■市*
 *は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

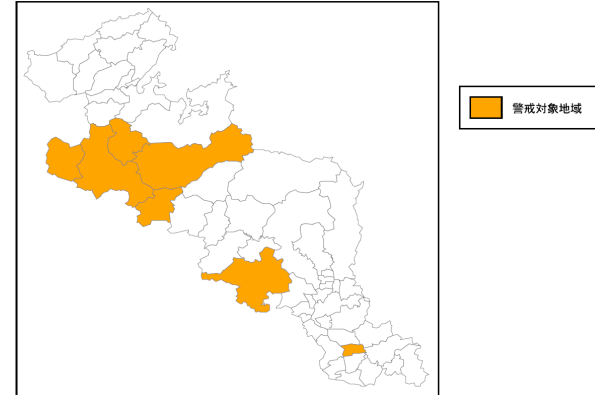
<概況>

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【京都府土砂災害警戒情報システムで提供する詳細情報も確認してください。】



問い合わせ先
 075-414-5318（京都府砂防課）
 075-841-3008（京都地方気象台技術課）

最新表に差替え

京都地方気象台への担当官署
 一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）

京都地方気象台への担当官署
 一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）

発表文様式変更(建設交通部)

京都地方気象台への担当官署

33 京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表
「花背峠」・「鷲峰山」
「長岡京」の所在地及び設置場所
長岡京市天神4-2-1
乙訓消防組合長岡京消防署

第2 指定河川に対する洪水注意報・警報及び水防警報
1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報
35 (1) 対象河川、区域等（京都府関係）

40～42 第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報
<表>知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等
（表 略）

43 第3 水防活動の利用に適合する予報及び警報
気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報及び警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民（公私の団体を含む、以下同じ。）への周知により相応の対策を促すために行う。
1 (略)
2 種類
水防活動用予報警報は次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。
水防活動用予報警報の種類

種 類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
⋮	⋮
水防活動用高潮警報	高潮警報

京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表
削除
「長岡京」の所在地及び設置場所
長岡京市光風台4-1
削除

第2 指定河川に対する洪水注意報・警報及び水防警報
1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報
(1) 対象河川、区域等（京都府関係）

表中の「由良川下流」及び「由良川中流」に関する洪水予報発表者について、「舞鶴海洋気象台」を「京都地方気象台」に修正

第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報
<表>知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等
（表 **最新表に差替え**）

第3 水防活動の利用に適合する予報及び警報
気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報及び警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民（公私の団体を含む、以下同じ。）への周知により相応の対策を促すために行う。
1 (略)
2 種類
水防活動用予報警報は次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。
水防活動用予報警報の種類

種 類	代替する一般予報警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
⋮	⋮
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報

一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）

観測所の廃止のため（京都地方気象台）
移設による（京都地方気象台）

京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）

時点修正（建設交通部）

気象業務法改正（H23.12月）のため（建設交通部・京都地方気象台）

3 伝達
 (2) 伝達
 水防活動用予報警報の伝達手段及び経路を、地域ごとに次の図で示す。
ア (以下略)
イ (以下略)

44 第4 各種の気象通報
 1 鉄道気象通報
 (略)、舞鶴海洋気象台 (略)
 2 電力気象通報
 (略)、舞鶴海洋気象台 (略)
 3 火災気象通報
 消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台並びに舞鶴海洋気象台は京都府に対し、火災気象通報を行う。
 (1) 区域細分
 火災気象通報については、一般予報警報における一次細分区域(予報区)を適用し、南部は京都地方気象台が、北部は舞鶴海洋気象台がそれぞれ担当する。
 (7) 火災気象通報の伝達
ア 火災気象通報の南部における伝達手段及び経路を「京都府南部火災気象通報伝達経路図」に示す。
イ 火災気象通報の北部における伝達手段及び経路を「京都府北部火災気象通報伝達経路図」に示す。

45 4 農業気象通報
 (1) 予報区
 農業気象通報の予報区については、一般予報警報における一次細分区域(予報区)を適用し、南部を京都地方気象台が、北部を舞鶴海洋気象台が担当する。
 (3) 農業気象通報の伝達
ア 農業気象通報の南部における伝達手段及び経路を「京都府南部農業気象通報伝達経路図」に示す。
イ 農業気象通報の北部における伝達手段及び経路を「京都府北部農業気象通報伝達経路図」に示す。

49 第8 火山現象警報等
 京都府内に影響を及ぼすような火山噴火、降灰等が生じた場合、被害を軽減するため噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報等(以降、火山現象警報等と呼ぶ)を発表し、京都地方気象台から防災情報提供シス

3 伝達
 (2) 伝達
 水防活動用予報警報の伝達手段及び経路を、「京都府予報警報伝達経路図」で示す。
 ※ (以下、ア・イ項を削除)

第4 各種の気象通報
 1 鉄道気象通報
 削除
 2 電力気象通報
 削除
 3 火災気象通報
 消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は京都府に対し、火災気象通報を行う。
 (1) 区域細分
 火災気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用して細分する。
 (7) 火災気象通報の伝達
火災気象通報の伝達手段及び経路を「京都府火災気象通報伝達経路図」に示す。

4 農業気象通報
 (1) 区域細分
 農業気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用して細分する。
 (3) 農業気象通報の伝達
農業気象通報の伝達手段及び経路を「京都府農業気象通報伝達経路図」に示す。

第8 火山現象警報等
 京都府内に影響を及ぼすような火山噴火、降灰等が生じた場合、被害を軽減するため噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報等(以降、火山現象警報等と呼ぶ)を発表し、京都地方気象台から防災情報提供シス

京都地方気象台への担当官署一元化による経路変更：H24. 3. 28予定 (京都地方気象台)

京都地方気象台への担当官署一元化：H24. 3. 28予定 (京都地方気象台)

京都地方気象台への担当官署一元化：H24. 3. 28予定 (京都地方気象台)

京都地方気象台への担当官署一元化：H24. 3. 28予定 (京都地方気象台)

京都地方気象台への担当官署一元化による伝達経路の変更：H24. 3. 28予定 (京都地方気象台)

語句の統一(京都地方気象台) 京都地方気象台への担当官署一元化：H24. 3. 28予定 (京都地方気象台)

京都地方気象台への担当官署一元化による伝達経路の変更：H24. 3. 28予定 (京都地方気象台)

テムにより、京都府危機管理・防災課、NHK京都放送局、第八管区海上保安本部、舞鶴海上本部へ通知する。(略)

49 第9 異常現象発見者通報制度

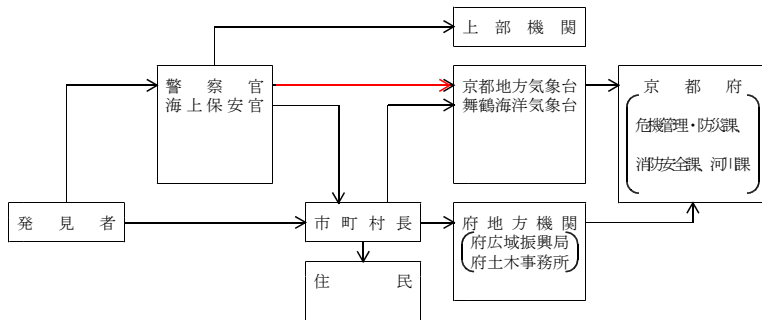
災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 (略)

2 警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市町村長及び気象官署並びに上部機関に通報するものとする。

3～4 (略)



50 第11 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領

1 (略)

2 雨量・水位の通報要領

(1) 雨量・水位の通報要領

河川課・砂防課は、府管理の雨量及び水位のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、河川情報システム及び土砂災害監視システムにより市町村等に通報する。

水防法第12条第1項の定めによる指定水位を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

なお、上記のほか、水防警報河川以外の河川において指定水位、警戒水位を超えたとき又は超える見込みの時は、注意喚起のため、電話又はFAXによりその旨を市町村に通報する。

51 4 連絡系統

伝達手段及び経路を数に示す。

テムにより、京都府危機管理・防災課、NHK京都放送局、第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部へ通知する。(略)

第9 異常現象発見者通報制度

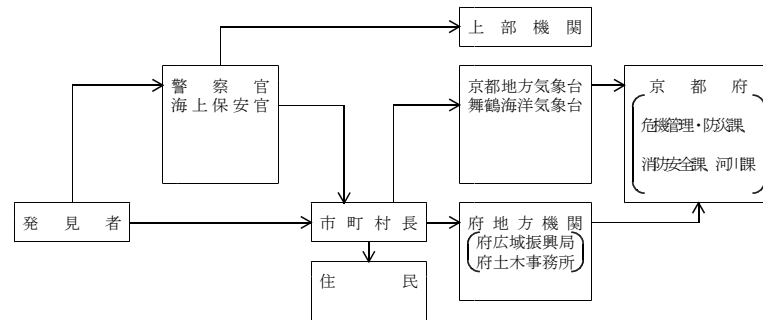
災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 (略)

2 警察官、海上保安官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市町村長及び上部機関に通報するものとする。

3～4 (略)



第11 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領

1 (略)

2 雨量・水位の通報要領

(1) 雨量・水位の通報要領

河川課・砂防課は、府管理の雨量及び水位のデータを、京都地方気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、河川情報システム及び土砂災害監視システムにより市町村等に通報する。

水防法第12条第1項の定めによる指定水位を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

4 連絡系統

伝達手段及び経路を数に示す。

語句修正 (第八管区海上保安本部)

災害対策基本法上、気象庁への通報機関は市町村長のため (府警察本部)

京都地方気象台への担当官署一元化: H24.3.28予定 (京都地方気象台)

水防警報以外の河川についても河川情報システムによる通報としているため (建設交通部)

実態に合わせて修正 (建設交

(図 略)

51

5 各機関の雨量・水位観測所

(1)～(3) (略)

(4) 東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社は主要河川の橋りょう付近に量水標を設置し、警戒水位を表示して列車運転の安全を図る。

京都支社 ⋮	東海道本線 ⋮	鴨川 ⋮
-----------	------------	---------

52

第12 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による監視（府建設交通部）

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の9.6雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。（後略）

2 (略)

3 土砂災害警戒情報と防災活動

土砂災害警戒情報が発表された該当市町村は、京都府砂防課から提供される5キロメッシュの補完情報を利活用して避難指示などの参考資料とする。

53～54

<表>京都府雨量観測所（テレメータ）
(表 略)

55～56

<表>京都府水位観測所（テレメータ）
(表 略)

57

<表>京都府河川防災カメラ
(表 略)

59

<図>京都府雨量水位観測所・河川防災カメラ配置図

(図 最新図に差替え)

5 各機関の雨量・水位観測所

(1)～(3) (略)

(4) 東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社は主要河川の橋りょう付近に量水標を設置し、警戒水位を表示して列車運転の安全を図る。

<u>東海旅客鉄道株式会社</u>		
<u>関西支社</u>	<u>東海道新幹線</u>	<u>桂川</u> <u>小畑川</u> <u>小泉川</u>
<u>西日本旅客鉄道株式会社</u>		
京都支社 ⋮	東海道本線 ⋮	鴨川 ⋮

第12 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による監視（府建設交通部）

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の1.0.0雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。（後略）

2 (略)

3 土砂災害警戒情報と防災活動

土砂災害警戒情報が発表された該当市町村は、京都府砂防課から提供される5キロメッシュの補足情報を利活用して避難指示などの参考資料とする

<表>京都府雨量観測所（テレメータ）
(表 最新表に差替え)

<表>京都府水位観測所（テレメータ）
(表 最新表に差替え)

<表>京都府河川防災カメラ
(表 最新表に差替え)

<図>京都府雨量水位観測所配置図

通部)

JR東海分記載もれ（JR東海）東海と西日本分がわかるよう項目欄追加

時点修正（建設交通部）

より適切な表現に修正（建設交通部）

時点修正（建設交通部）

時点修正（建設交通部）

時点修正（建設交通部）

時点修正、観測所とカメラ配

(図 略)

第13 積雪の観測・通報

<表>京都府積雪観測所及び計画積雪深

表中 中丹東土木事務所 欄

観測点名	所在地	警戒積雪深 (cm)
⋮ 綾部市西坂	(略)	(略)
舞鶴市寺田 ⋮	(略)	(略)
舞鶴市志高	(略)	(略)

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

第3 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定める。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 2 警戒区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達

京都府南部予報警報等伝達経路図

京都府北部予報警報等伝達経路図

<図>京都府北部予報警報等伝達経路図

図中 舞鶴港工事事務所

(図 最新図に差替え)

<図>京都府河川防災カメラ配置図

(図 最新図に差替え)

第13 積雪の観測・通報

<表>京都府積雪観測所及び計画積雪深

表中 中丹東土木事務所 欄

観測点名	所在地	警戒積雪深 (cm)
⋮ 綾部市西坂	(略)	(略)
<u>綾部市五泉町</u>	<u>綾部市五泉町</u>	<u>100</u>
舞鶴市寺田 ⋮	(略)	(略)
舞鶴市志高	(略)	(略)
<u>舞鶴市松尾</u>	<u>舞鶴市松尾</u>	<u>100</u>

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

第3 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定める。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 2 警戒区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

最新図に差替え

<図>京都府北部予報警報等伝達経路図

図中 舞鶴港湾工事事務所

置図に分割 (建設交通部)

観測所の追加 (建設交通部)

語句修正 (建設交通部)

語句追加 (建設交通部)

京都地方気象台への担当官署一元化による伝達経路の変更 : H24.3.28予定 (京都地方気象台)

事務所名称修正 (近畿地方整備局)

67	<p><図>淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流）洪水予報の連絡系統</p>	<p><図>淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流）洪水予報の連絡系統 河川課・砂防課からの連絡先に下記機関を追加 <u>乙訓消防組合</u>、<u>八幡市消防本部</u>、<u>精華町消防本部</u>、<u>相楽中部消防本部</u> 近畿地方整備局淀川ダム統括管理局からの連絡先 (財)河川情報センター大阪センター→端末設置機関を削除</p>	<p>連絡体制の充実(建設交通部) 法的権限がないため削除(近畿地方整備局)</p>
68	<p><図>由良川（下流・中流）洪水予報の連絡系統</p>	<p><図>由良川（下流・中流）洪水予報の連絡系統 河川課・砂防課からの連絡先に下記機関を追加 <u>舞鶴市</u> 近畿地方整備局福知山河川国道事務所からの連絡先 (財)河川情報センター大阪センター→端末設置機関を削除 その他<u>最新図</u>に差替え</p>	<p>連絡体制の充実(建設交通部) 法的権限がないため削除(近畿地方整備局) 京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定(京都地方気象台)</p>
69	<p><図>淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川）水防警報の連絡系統</p>	<p><図>淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川）水防警報の連絡系統 河川課・砂防課からの連絡先に下記機関を追加 <u>乙訓消防組合</u>、<u>八幡市消防本部</u>、<u>精華町消防本部</u>、<u>相楽中部消防組合</u> 近畿地方整備局淀川河川事務所からの連絡先 (財)河川情報センター大阪センター→端末設置機関を削除</p>	<p>連絡体制の充実(建設交通部) 法的権限がないため削除(近畿地方整備局)</p>
70	<p><図>由良川幹川水防警報の連絡系統</p>	<p><図>由良川幹川水防警報の連絡系統 河川課・砂防課からの連絡先に下記機関を追加 <u>舞鶴市</u> 近畿地方整備局福知山河川国道事務所からの連絡先 (財)河川情報センター大阪センター→端末設置機関を削除 その他<u>最新図</u>に差替え</p>	<p>連絡体制の充実(建設交通部) 法的権限がないため削除(近畿地方整備局) 京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定(京都地方気象台)</p>
71	<p><図>鴨川・高野川洪水予報の連絡系統 京都土木事務所からの連絡先のうち 京都市（<u>河川整備課</u>） 西日本旅客鉄道(株)</p>	<p><図>鴨川・高野川洪水予報の連絡系統 京都土木事務所からの連絡先のうち 京都市（<u>調整管理課</u>） 西日本旅客鉄道(株)（<u>昼間</u>）<u>近畿統括本部</u> （<u>夜間</u>）<u>大阪総合司令所</u></p>	<p>所管課変更(建設交通部)</p>

73 <図>鴨川・高野川水防警報の連絡系統
京都土木事務所からの連絡先のうち
京都市 (河川整備課)

73 <図>桂川 (保津橋、鳥羽) 水防警報の連絡系統
南丹土木事務所からの連絡先のうち
園部警察署

74 <図>小畑川水防警報・水位情報の連絡系統
乙訓土木事務所からの連絡先のうち
京都市 (河川整備課)

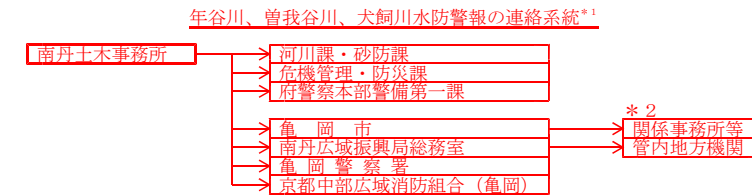
77 <図>「井関川、赤田川水防警報・水位情報の連絡系統」の下に追加

<図>鴨川・高野川水防警報の連絡系統
京都土木事務所からの連絡先のうち
京都市 (調整管理課)

<図>鴨川・高野川水防警報の連絡系統
南丹土木事務所からの連絡先のうち
南丹警察署

<図>鴨川・高野川洪水予報の連絡系統
京都土木事務所からの連絡先のうち
京都市 (調整管理課)
乙訓消防組合

<図>「井関川、赤田川水防警報・水位情報の連絡系統」の下に追加



*1 年谷川、曾我谷川、大飼川の水防警報は、水防団待機水位 (指定水位)、はん濫注意水位 (警戒水位) の設定以降とする。

*2 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画 (地域防災計画) で定める。

77 <図>園部川、田原川 (南丹市) 水防警報・水位情報の連絡系統

78 <図>犀川、上林川、八田川水防警報・水位情報の連絡系統
・表中 舞鶴海洋気象台

79 <図>伊佐津川、志楽川、予保呂川水防警報・水位情報の連絡系統
・表中 舞鶴海洋気象台

79 <図>土師川、和久川、牧川、宮川、弘法川水防警報・水位情報の連絡系統

<図>園部川、田原川 (南丹市) 水防警報の連絡系統
山城南土木事務所からの水位情報のみの連絡先を削除 (NHK京都放送局, K B S 京都, 京都地方気象台)

<図>犀川、上林川、八田川水防警報・水位情報の連絡系統
・表中 京都地方気象台

<図>伊佐津川、志楽川、予保呂川水防警報・水位情報の連絡系統
・表中 京都地方気象台

<図>土師川、和久川、牧川、宮川^{*1}、弘法川^{*1}水防警報・水位情報の連絡系統

所管課変更 (建設交通部)

署名変更 (府警察本部)

所管課変更 (建設交通部)
連絡体制の充実 (建設交通部)

水防警報実施指定河川追加による連絡系統図追加 (建設交通部)

洪水予報で当該情報、連絡先へ伝達されるため (建設交通部)

京都地方気象台への担当官署一元化: H24. 3. 28 予定 (京都地方気象台)

京都地方気象台への担当官署一元化: H24. 3. 28 予定 (京都地方気象台)

	<p>・表中及び欄外 <u>*1, *2</u></p> <p>・表中 <u>舞鶴海洋気象台</u></p> <p><図>大手川、野田川水防警報・水位情報の連絡系統 ・表中 <u>舞鶴海洋気象台</u></p> <p>80 <図>福田川、竹野川、佐濃谷川、宇川、川上谷川水防警報・水位情報の連絡系統 ・表中 <u>舞鶴海洋気象台</u></p> <p>81 <図><u>京都府南部火災気象通報伝達経路図</u> <図><u>京都府北部火災気象通報伝達経路図</u></p> <p>82 <図><u>京都府南部農業気象通報伝達経路図</u> <図><u>京都府北部農業気象通報伝達経路図</u></p> <p>86 第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 第2 衛星通信系防災情報システムの整備 府衛星通信系防災情報システム 府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により2重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災情報システムの運用している。</p> <p>87 (項目追加)</p>	<p>・欄外注意書き追加 <u>*1 宮川、弘法川の水防警報は、水防団待機水位（指定水位）、はん濫注意水位（警戒水位）の設定以降とする。</u></p> <p>・表中及び欄外 <u>*2, *3</u></p> <p>・表中 <u>京都地方気象台</u></p> <p><図>大手川、野田川水防警報・水位情報の連絡系統 ・表中 <u>京都地方気象台</u></p> <p><図>福田川、竹野川、佐濃谷川、宇川、川上谷川水防警報・水位情報の連絡系統 ・表中 <u>京都地方気象台</u></p> <p><図><u>京都府火災気象通報伝達経路図</u> (図 <u>最新図に差替え：2つの図を統合し「舞鶴海洋気象台」を削除</u>)</p> <p><図><u>京都府農業気象通報伝達経路図</u> (図 <u>最新図に差替え：2つの図を統合し「舞鶴海洋気象台」を削除</u>)</p> <p>第2章 情報連絡通信網の整備計画 第1節 情報連絡通信網の整備 第2 衛星通信系防災情報システムの整備 府衛星通信系防災情報システム 府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により2重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災情報システムを運用している。</p> <p><u>第7 庁内システムの業務継続性の確保</u> <u>災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保する必要があるため、次の取組を行う。</u> ・電算室の環境整備</p>	<p>実態に合わせて追記（建設交通部） 注意番号の繰下げ</p> <p>京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京）</p> <p>京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）</p> <p>京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）</p> <p>京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）</p> <p>京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）</p> <p>京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）</p> <p>京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）</p> <p>語句修正</p> <p>見直し項目「行政機能維持対策の推進(BCPの整備推進等)」の観点から追記(政策企画部)</p>
--	--	--	--

(項目追加)

第3章 河川防災計画

第1節 河川の現況

府内の一級河川及び二級河川は、合わせて393河川、延長約2,045kmであり、このうち一級河川は301河川で、大阪湾に注ぐ淀川水系と日本海に注ぐ由良川水系に大別され、二級河川は日本海に注ぐ36水系89河川となっている。

また、国土交通大臣が管理する河川は、26河川、延長約195km、知事が管理する河川は、375河川、延長約1,851kmとなっている。(略)

第2節 河川改修計画

第2 京都府の河川整備

新京都府総合計画における「豊かな社会基盤が支える快適でうらおいのある社会」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画を順次策定し、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。(略)

一方、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、ハード整備だけでなく、ソフト対策を組み合わせることにより、効果的な治水対策を図っている。

1 水害からまちを守る

(1) 浸水常襲地や近年の浸水被害地の河川整備の推進

(2) 既成市街地における都市河川の治水安全度の向上

2～4 (略)

5 災害への迅速かつ的確な対応のための情報提供

(1) 洪水予報の実施

電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める。

・自治体クラウドの推進

「戦略的情報化政策研究会」において、自治体クラウドを活用した業務継続性の確保を検討

第8 エリアメール・緊急速報メールの活用

府、市町村は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

第3章 河川防災計画

第1節 河川の現況

府内の一級河川及び二級河川は、合わせて393河川、延長約2,045kmであり、このうち一級河川は304河川で、大阪湾に注ぐ淀川水系と日本海に注ぐ由良川水系に大別され、二級河川は日本海に注ぐ36水系89河川となっている。

また、国土交通大臣が管理する河川は、26河川、延長約194km、知事が管理する河川は、375河川、延長約1,851kmとなっている。(略)

第2節 河川改修計画

第2 京都府の河川整備

明日の京都における「暮らしの安全(犯罪や事故の危険性が小さく、災害にも強い社会へ)」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画を順次策定し、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。(略)

一方、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、治水施設整備によるハード対策に加え、貯留浸透施設設置など流域の流出抑制対策や、さまざまなソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な治水対策を図っていく。

また、東日本大震災を教訓に、天井河川などでは、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、堤防や水路橋など河川構造物について耐震化を検討し対策を実施する。

~~④~~ (削除)

1～3 (略)

4 災害への迅速かつ的確な対応のための情報提供

~~④~~ (削除)

エリアメール・緊急速報メールの運用開始をを反映(危機管理防災課)

時点修正(建設交通部)

京都府中長期計画の明日の京都(H23.1月)への移行(建設交通部)

京都府防災会議に専門部会を設置(H23.5月)し、総合的な集中豪雨対策(治水対策)を推進している。(建設交通部)

東日本大震災を受け耐震化について追記(建設交通部)

記載内容の見直し(具体策の削除)(建設交通部b)

	<p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4) 浸水想定区域図の作成・公表等</u></p>		
92	<p>第3節 ダムの現状と洪水調節</p> <p>第3 高山ダム</p> <p>1 ダムの現状</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 規模 (略)</p> <p>総貯水容量 <u>49,200,000</u>m³ (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第3節 ダムの現状と洪水調節</p> <p>第3 高山ダム</p> <p>1 ダムの現状</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 規模 (略)</p> <p>総貯水容量 <u>56,800,000</u>m³ (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>数値修正 (水資源機構)</p>
93	<p>第5 布目ダム</p> <p>1 (略)</p> <p>2 洪水調節</p> <p>洪水調節は、洪水期 (毎年6月16日から10月15日までの間) において標高<u>256.0m</u>から287.3mまでの容量<u>15,400,000</u>m³を利用してダム地点の計画高水流量460a/sを150a/sに調節する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第5 布目ダム</p> <p>1 (略)</p> <p>2 洪水調節</p> <p>洪水調節は、洪水期 (毎年6月16日から10月15日までの間) において標高<u>280.6m (279.2m)</u>から287.3mまでの容量<u>5,400,000</u>m³ (<u>6,400,000</u>m³)を利用してダム地点の計画高水流量460a/sを150a/sに調節する。</p> <p><u>※ () は二期制限水位及び対応する洪水調節容量</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>数値修正 (水資源機構)</p>
93	<p>第6 日吉ダム</p> <p>1 ダムの現状</p> <p>(1) 目的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持、<u>発電</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第6 日吉ダム</p> <p>1 ダムの現状</p> <p>(1) 目的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>当該ダムの目的に発電は含まないため (水資源機構)</p>
94	<p><図>天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統</p>	<p><図>天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統</p> <p>河川課・砂防課からの連絡先に下記機関を追加</p> <p><u>大山崎町</u></p> <p>近畿地方整備局淀川ダム総合管理事務所からの連絡先</p> <p><u>(財)河川情報センター大阪センター→端末設置機関を削除</u></p>	<p>京都府水防計画との整合 (建設交通部)</p> <p>法的権限がないため削除 (近畿地方整備局)</p>
95	<p><図>大野ダム放流通報の連絡系統</p>	<p><図>大野ダム放流通報の連絡系統</p> <p>大野ダム管理事務所からの連絡先に下記機関を追加</p> <p><u>京都地方気象台</u></p> <p>河川課・砂防課からの連絡先に下記機関を追加</p> <p><u>舞鶴市</u></p>	<p>京都府水防計画との整合 (建設交通部)</p>

	<p><u>舞鶴海洋気象台</u></p> <p>96 <図>高山ダム放流通報の連絡系統</p> <p>97 <図>和知ダム放流通報の連絡系統 関西電力(株)和知ダム管理事務所からの連絡先のうち 和知駐在所→南丹警察署 <u>舞鶴海洋気象台</u></p> <p>99 <図>日吉ダム放流通報の連絡系統</p> <p>第4章 林地保全計画 第1節 国有林・官行造林地対策計画 第1 現状 府内には、国有林約4,596ha、公有林野等行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,978haがある。 このうち2,137ha(国有林1,366ha、官行造林地771ha)が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、魚付、保健、風致の保安林に指定されている。(略)</p> <p>第2 計画の方針 <u>森林整備保全事業計画及び治山流域別調査をもととし、国土保全上緊急度の高い箇所を優先して計画する。</u></p> <p>第3 計画の内容 1 水害予防について <u>府内に散在する各国有林のうち、とくに京都市周辺国有林については、梅雨期及び台風期の大雨を考慮し、治山工事（山腹工、溪間工）を行う計画である。</u></p>	<p><u>京都地方気象台</u></p> <p><図>高山ダム放流通報の連絡系統 河川課・砂防課からの連絡先に下記機関を追加 <u>大山崎町</u> 木津川ダム総合管理事務所からの連絡先 (財)河川情報センター大阪センター→端末設置機関を削除</p> <p><図>和知ダム放流通報の連絡系統 関西電力(株)和知ダム管理事務所からの連絡先のうち <u>南丹警察署→和知駐在所</u> <u>京都地方気象台</u></p> <p><図>日吉ダム放流通報の連絡系統 河川課・砂防課からの連絡先に下記機関を追加 <u>京都中部広域消防組合、陸上自衛隊福知山駐屯部隊</u></p> <p>第4章 林地保全計画 第1節 国有林・官行造林地対策計画 第1 現状 府内には、国有林約4,621ha、公有林野等官行造林地（以下「官行造林地」という。）約1,975haがある。 このうち4,110ha(国有林3,331ha、官行造林地779ha)が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、魚付、保健、風致の保安林に指定されている。(略)</p> <p>第2 計画の方針 森林整備保全事業計画及び<u>国有林の地域別森林計画に基づき、国有林の持つ国土の保全等公益的機能の維持増進のための計画的な整備を推進する。</u></p> <p>第3 計画の内容 1 <u>山地災害の防止</u>について 府内に<u>所在</u>する各国有林について、<u>健全な林分の育成に努めるとともに、荒廃林地の復旧、山地災害危険地等における災害予防のため治山事業を計画的に実施する。</u></p>	<p>京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）</p> <p>京都府水防計画との整合（建設交通部） 法的権限がないため削除（近畿地方整備局）</p> <p>放流通報方法の検討（関西電力） 京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）</p> <p>京都府水防計画との整合（建設交通部）</p> <p>時点修正（農林水産部・近畿中国森林管理局）</p> <p>国有林及び官行造林地の整備保全計画である「国有林の地域別森林計画」を入れた文章に修正（近畿中国森林管理局）</p> <p>東日本大震災や台風12号災害等を踏まえ、水害・風害・雪害・震災等を含めた対策についての項目に整理（近畿中国森林管理局）</p>
--	---	--	---

2 風害及び雪害予防について

台風による被害の予防については、健全な林分の育成に努めることとし、多雪地帯の造林事業実行にあたっては、努めて匍行防止帯及び防雪保残帯の設定を計画し成林を図る。

100 第2節 民有林対策計画

第1 治山事業

1 現状

府内森林面積343,115haのうち約103,494haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。(略)

2～3 (略)

101 第3 森林整備事業(造林事業)

1 現状

平成16年度末の府内の人工林面積は約125,000haである。近年、拡大造林面積は年間300から400ha程度で推移してきたが、一層低下の傾向にある。(略)

第5章 砂防関係事業計画

第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達
(略)

102 平成22年4月現在における府内の指定区域は下表のとおりである。関係図書は、砂防課及び関係土木事務所等で縦覧に供し、さらに、インターネット(京都府ホームページ)に掲載する。

自然現象の種類	指 定 区 域		備 考
	警戒区域	うち特別警戒区域	
土石流 急傾斜地の崩壊 地すべり	1,298 箇所 1,707 箇所 19 箇所	870 箇所 1,685 箇所	*指定区域のある市町村を下記に示す。
合計	3,024 箇所	2,555 箇所	

*京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京

⇒ (削除)

第2節 民有林対策計画

第1 治山事業

1 現状

府内森林面積343,073haのうち約93,532haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。(略)

2～3 (略)

第3 森林整備事業(造林事業)

1 現状

平成21年度末の府内の人工林面積は約126,000haである。近年、拡大造林面積は年間100から200ha程度で推移してきたが、一層低下の傾向にある。(略)

第5章 砂防関係事業計画

第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達
(略)

平成23年12月現在における府内の指定区域は下表のとおりである。関係図書は、砂防課及び関係土木事務所及び関係市町村で縦覧に供し、さらに、インターネット(京都府ホームページ)に掲載する。

(平成23年12月現在)

自然現象の種類	指 定 区 域		備 考
	警戒区域	うち特別警戒区域	
土石流 急傾斜地の崩壊 地すべり	2,190 箇所 3,039 箇所 19 箇所	1,509 箇所 3,005 箇所	*指定区域のある市町村を下記に示す。
合計	5,248 箇所	4,514 箇所	

*京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城

1 山地災害に統合

時点修正 (農林水産部)

時点修正 (農林水産部)

時点修正 (建設交通部)
公示図書は関係市町村にも備え付けているため(建設交通部)

時点の追記 (建設交通部)

時点修正 (建設交通部)

<p>103</p>	<p>田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、京丹波町、伊根町、与謝野町</p> <p>第4節 土砂災害における警戒避難体制</p> <p>市町村が土砂による被害を受ける恐れのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために必要な内容は、以下のとおりである。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(項目追加)</p>	<p><u>陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、<u>南山城村</u>、京丹波町、伊根町、与謝野町</u></p> <p>第4節 土砂災害における警戒避難体制</p> <p>市町村が土砂による被害を受ける恐れのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために必要な内容は、以下のとおりである。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 災害時要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制</u> <u>高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい災害時要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、市町村地域防災計画において、災害時要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。</u></p>	<p>土砂法第7条第2項に規定された市町村の義務等を追記 (建設交通部)</p>
<p>104</p>	<p>第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム (土砂災害監視システム)</p> <p>第2 基準</p> <p>土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(項目追加)</p> <p>(節追加)</p>	<p>第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム (土砂災害監視システム)</p> <p>第2 基準</p> <p>土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p><u>3 地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準(土砂災害警戒情報)」により基準を取り扱うものとする。</u></p> <p>第6節 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報</p> <p>第1 緊急調査</p> <p><u>重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づき、国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。</u></p> <p><u>1 国土交通省が実施するもの</u></p> <p><u>(1) 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流(次のア、イを共に満たす場合)</u></p> <p><u>ア 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合</u></p> <p><u>イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合</u></p> <p><u>(2) 河道閉塞による湛水(次のア、イを共に満たす場合)</u></p> <p><u>ア 河道閉塞(天然ダム)の高さがおおむね20m以上ある場合</u></p> <p><u>イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合</u></p>	<p>地震発生時の暫定基準について追記 (建設交通部)</p> <p>改正土砂法(H23.5月)に基づき追記 (建設交通部)</p>

105 ～106	<p><u>第6節 砂防対策計画</u></p> <p>第1 現状</p> <p>府内の山や溪流は、戦前は木の乱伐、戦後は昭和28年、34年、61年等とたび重なる風水害によって著しく荒廃していたが、<u>現在では山腹工、砂防堰堤等の土砂対策工事が実施された。</u>(略)</p> <p>砂防工事は、この土砂を上流でくいとめ、また、調節するために、戦前は山腹工を中心に、戦後は砂防堰堤、<u>流路工</u>等の溪流工事を中心に施工された。(略)</p> <p>箇所数 <u>1,419箇所</u></p> <p>第2 計画の方針と内容</p> <p>土砂災害を未然に防止するため、<u>第9次治水事業七箇年計画</u>に基づき水系一貫の治水効果を十分発揮することを考慮して、すでに荒廃しており今後なお増大するところや将来その恐れのあるところを重点に砂防事業を推進している。(略)</p> <p>また、土砂れきの流下や溪床の浸食を防ぎ、溪床の勾配を緩やかにして安定させるために砂防堰堤や床固工を設けたり、溪岸の縦横浸食による土砂生産を防ぎ安定させるために<u>流路工</u>を施工する。</p>	<p><u>2 京都府が実施するもの</u></p> <p><u>(1) 地すべり(次のア、イを共に満たす場合)</u></p> <p><u>ア 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合</u></p> <p><u>イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合</u></p> <p><u>第2 土砂災害緊急情報(土砂災害防止法第29条)</u></p> <p><u>国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を土砂災害防止法第29条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。</u></p> <p><u>なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては京都府へも土砂災害緊急情報が通知される。</u></p> <p><u>第7節 砂防対策計画</u></p> <p>第1 現状</p> <p>府内の山や溪流は、戦前は木の乱伐、戦後は昭和28年、34年、61年等とたび重なる風水害によって著しく荒廃し、<u>これまで</u>山腹工、砂防堰堤等の土砂対策工事を<u>実施してきた。</u>(略)</p> <p>砂防工事は、この土砂を上流でくいとめ、また、調節するために、戦前は山腹工を中心に、戦後は砂防堰堤、<u>溪流保全工</u>等の溪流工事を中心に施工された。(略)</p> <p>箇所数 <u>1,421箇所(平成23年12月11日現在)</u></p> <p>第2 計画の方針と内容</p> <p>土砂災害を未然に防止するため、<u>社会資本総合整備計画等</u>に基づき水系一貫の治水効果を十分発揮することを考慮して、すでに荒廃しており今後なお増大するところや将来その恐れのあるところを重点に砂防事業を推進している。(略)</p> <p>また、土砂れきの流下や溪床の浸食を防ぎ、溪床の勾配を緩やかにして安定させるために砂防堰堤や床固工を設けたり、溪岸の縦横浸食による土砂生産を防ぎ安定させるために<u>溪流保全工等</u>を施工する。</p>	<p>適切な表現に修正(建設交通部)</p> <p>名称変更(建設交通部)</p> <p>時点修正(建設交通部)</p> <p>計画変更のため(建設交通部)</p> <p>名称変更(建設交通部)</p>
106	<p><u>第7節 土石流対策計画</u></p> <p>第1 現状</p> <p>(略)</p> <p>府内には、土石流が発生した場合に、人家等に影響があると予測される<u>溪流</u>が5,024溪流(今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む)あり、その対策を講じる。</p> <p>第2 計画の方針と内容</p> <p>土石流の災害を未然に防止するためには、<u>砂防ダム等を社会資本整備重点計画に基づき砂防事業として推進するが、一方、市町村等において</u></p>	<p><u>第8節 土石流対策計画</u></p> <p>第1 現状</p> <p>(略)</p> <p>府内には、土石流が発生した場合に、人家等に<u>被害を及ぼすおそれのある溪流(溪流勾配15°以上)</u>が5,024溪流(今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む)あり、その対策を講じる。</p> <p>第2 計画の方針と内容</p> <p>土石流の災害を未然に防止するため、<u>砂防堰堤等の整備を社会資本整備重点計画等に基づき推進する。</u>一方、市町村等においては危険区域に</p>	<p>適切な表現に修正(建設交通部)</p> <p>適切な表現に修正(建設交通部)</p>

106
～107

は危険区域に対して土砂災害監視システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等をすみやかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努める。

第8節 地すべり対策計画

第1 現状

一般に地すべりは特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見しただけでは山くずれと判断しがたいが、最初は緩やかな滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので主な原因が地下水に起因しているのが特徴である。

府内の地すべり対策工事は昭和33年地すべり等防止法制定以降、現在までに木津川市加茂町、宮津市等において地すべりの原因である地表水及び地下水の排水工を中心に施工した。

地すべりの特徴は地質的に分類すると第三紀層地すべり、古生層地すべり、中生層地すべり等があり、木津川市加茂町、宮津市は第三紀層地すべりに属している。

なお、地すべり防止区域は「地すべり防止区域一覧表」のとおりであるが、昭和40年の風水害により新たに丹後半島を中心に地すべりが10数箇所発生した。

このうち3箇所を緊急地すべり対策工事として排水工を中心に施工し、現在小康状態を保っている。平成15年の豪雨により笠置町切山地区の地すべり災害が発生し、災害関連緊急地すべり対策工事により集水工等の対策を行った。平成18年の豪雨により京丹後市丹後町間人地区で地すべり災害が発生し、死者2名、家屋損壊2棟の甚大な被害を被った。平成19年現在、災害関連緊急地すべり対策工事業・特定緊急地すべり対策事業により、集水工等の対策工事を進めている。

第2 計画の方針と内容

地すべりは現状で述べたとおり、その判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査する必要がある。(略)

1～3 (略)

4 地すべり力を抑止するため擁壁工、杭工等を施工し、また地すべりの規模や流水の浸食に応じて堰堤工、床固工、導流堤及び水制工等を

対して土砂災害監視システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等をすみやかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努める。

特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

第9節 地すべり対策計画

第1 現状

一般に地すべりは特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見しただけでは山くずれと判断しがたいが、最初は緩やかな滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので主な原因が地下水に起因しているのが特徴である。

地質的に分類すると第三紀層地すべり、古生層地すべり、中生層地すべり等がある。

府内には、地すべりが発生するおそれのある箇所が58箇所あり、その対策を講じる。

なお、地すべり防止区域は「地すべり防止区域一覧表」のとおりであるが、昭和40年の風水害により新たに丹後半島を中心に地すべりが10数箇所発生した。

第2 計画の方針と内容

地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

地すべりは現状で述べたとおり、その判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査する必要がある。(略)

1～3 (略)

4 地すべり力を抑止するため擁壁工、杭工等を施工する。

砂防堰堤等の事業採択基準に基づき追記(建設交通部)

第7節土石流対策計画、第9節急傾斜地崩壊対策計画との整合(建設交通部)

地すべり対策工の事業採択基準に基づき追記(建設交通部)

適切な表現に修正(建設交通部)

<p>107 ～108</p>	<p><u>施工する。</u> 5（略）</p> <p>第9節 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>府内における急傾斜地（傾斜度30度以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害の及ぼす地域を調査した結果、該当箇所が3,765箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。</p> <p>これら急傾斜地のうち緊要なものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条により、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定する。（略）</p> <p>また、府内には雪崩危険箇所（豪雪地帯であって斜面勾配15度・高さ10m以上で人家が存在するか、今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）が687箇所あり、これまでに8箇所事業実施している。</p> <p>第2 計画の方針と内容</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域の指定があったときは、当該地域を管轄する市町村防災会議が市町村地域防災計画に所要の修正を行い、当該急傾斜地崩壊危険区域ごとに情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助、その他当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要な警戒避難体制を確立する。</p> <p>また、急傾斜地崩壊危険箇所の内、</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊対策事業を推進する。</p> <p>108 第10節 土砂災害復旧計画</p>	<p>5（略）</p> <p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>第1 現状</p> <p>府内における急傾斜地（傾斜度30度以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所が3,765箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。</p> <p>これら急傾斜地のうち緊急性の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条により、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定する。（略）</p> <p>また、府内には雪崩により人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所（豪雪地帯であって斜面勾配15度・高さ10m以上で人家が存在するか、今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）が687箇所あり、その対策を講じる。</p> <p>第2 計画の方針と内容</p> <p><u>急傾斜地の崩壊を未然に防止するため、急傾斜地崩壊防止対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。</u></p> <p>急傾斜地崩壊危険区域の指定があったときは、当該地域を管轄する市町村防災会議が市町村地域防災計画に所要の修正を行い、当該急傾斜地崩壊危険区域ごとに情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助、その他当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要な警戒避難体制を確立する。</p> <p>また、急傾斜地崩壊危険箇所の内、</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊防止対策を推進する。</p> <p>第11節 土砂災害復旧計画</p>	<p>適切な表現に修正（建設交通部）</p> <p>適切な表現に修正（建設交通部）</p> <p>適切な表現に修正（建設交通部）</p> <p>急傾斜地崩壊防止工事業採択基準に基づき追記（建設交通部）</p> <p>適切な表現に修正（建設交通部）</p>
---------------------	---	---	---

土砂災害後の復旧体系は次のとおり

災害の種類	法 指 定	事業の種類	根拠法令
土石流	(略)	(略)	(略)
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域 保安林地	・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・林地崩壊対策事業	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・森林法
地すべり	(略)	(略)	(略)
雪崩		・雪崩対策事業	

109 <表>土砂災害危険箇所等一覧表（その1）
(平成21年4月1日現在)

(表 略)

110 <表>土砂災害危険箇所等一覧表（その2）
(平成21年4月1日現在)

(表 略)

第7章 内水防排除計画

第2節 土地改良区等の内水排除現状

第1 洛西地区

(略)

	大下津排水機場	大下津排水機場
種 類	軸流 2台	立軸斜流 1台
口 径 台 数	1,100mm 2台	1,650mm 1台
能 力 台 数	2.8m ³ /s 2台(新)	5.6m ³ /s 1台
総 能 力	5.9m ³ /s	5.6m ³ /s
実 揚 程	4.70m	4.38m
計画河川水位	T P 15.20	O P 17.64
計画排水路水位	T P 10.50	O P 12.14

土砂災害後の復旧体系は次のとおり

災害の種類	法 指 定	事業の種類	根拠法令
土石流	(略)	(略)	(略)
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域 保安林地	・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・林地崩壊対策事業	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・森林法
地すべり	(略)	(略)	(略)
雪崩		・災害関連緊急雪崩対策事業	

<表>土砂災害危険箇所等一覧表（その1）
(平成23年4月末現在)

(表 H23.4月末現在表に差替え)

<表>土砂災害危険箇所等一覧表（その2）
(平成23年12月1日現在)

(表 H23.12.1現在表に差替え)

第7章 内水防排除計画

第2節 土地改良区等の内水排除現状

第1 洛西地区

(略)

	大下津排水機場	大下津排水機場
種 類	立軸渦巻斜流ポンプ 1台	立軸斜流 1台
口 径 台 数	2,100mm 1台	1,650mm 1台
能 力 台 数	10m ³ /s 1台(新)	5.6m ³ /s 1台
総 能 力	10m ³ /s	5.6m ³ /s
実 揚 程	5.70m	5.50m
計画河川水位	O P 17.64	O P 17.64
計画排水路水位	O P 11.80	O P 11.60

事業追加（建設交通部）

適切な名称に変更（建設交通部）

時点修正（農林水産部）

時点修正（建設交通部）

時点修正（農林水産部）

115

計画排水量	5.9m ³ /s	5.6m ³ /s
原動機馬力・台数	電動機200kw 2台	電動機430kw 2台
その他	昭和33年洛西農業水利事業	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター造成及び乙訓環境衛生組合勝竜寺埋立地造成関連事業
設置年度	昭和33年(新)	昭和57年(新)
施設の管理者	洛西土地改良区	洛西土地改良区

計画排水量	10.0m ³ /s	5.6m ³ /s
原動機馬力・台数	電動機750kw 1台	電動機430kw 1台
その他	昭和33年洛西農業水利事業 <u>昭和44年～46年府営湛水防除事業</u>	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター造成及び乙訓環境衛生組合勝竜寺埋立地造成関連事業
設置年度	昭和46年(新)	昭和57年(新)
施設の管理者	洛西土地改良区	洛西土地改良区

116 第2 綴喜西部地区
(略)

第2 綴喜西部地区
(略)

	八幡排水機場	田辺排水機場	三野排水機場
種類	横型斜流	横型斜流	渦巻
口径・台数	1,200mm 2台	1,000mm 1台	1,000mm 1台
能力・台数	3.5m ³ /s 2台	2.53m ³ /s 1台	1.8m ³ /s 1台
総能力	7.0m ³ /s	2.53m ³ /s	1.8m ³ /s
実揚程	6.10m	4.75m	2.01～3.42m
計画河川水位	OP. 15.01	—	—
計画排水路水位	OP. 11.00	—	—
計画揚水量	—	—	—
原動機馬力	ディーゼル420HP 2台	ディーゼル280HP 1台	235HP 1台
事業年度	昭和35年～38年	昭和30年度	昭和25年～26年府営

	八幡排水機場	田辺排水機場	神矢排水機場
種類	横型斜流	横型斜流	水中斜流ポンプ
口径・台数	1,200mm 2台	1,000mm 1台	600mm 3台
能力・台数	3.5m ³ /s 2台	2.0m ³ /s 1台	0.8m ³ /s 3台
総能力	7.0m ³ /s	2.0m ³ /s	2.40m ³ /s
実揚程	6.10m	4.75m	14.6m
計画河川水位	OP. 17.91	—	—
計画排水路水位	OP. 11.00	—	—
計画揚水量	—	—	—
原動機馬力	ディーゼル420HP 2台	ディーゼル280HP 1台	175HP 3台
事業年度	昭和35年～38年	昭和30年度	昭和62年度

神矢排水機場追加、三野排水機場は休止ため(農林水産部)

	昭和34年度
施設の管理者	綴喜西部土地改良区

第3 洛南地区

本地区は京都市伏見区竹田、下鳥羽、横大路、納所の周囲を宇治川、桂川、鴨川、新高瀬川に囲まれた耕地415haの低地で、古くから機械排水にたよっており、排水機の設置状況は次のとおりである。

	洛南排水機場		松林排水機場
種 類	横軸斜流	渦 巻	渦 巻
口径・台数	1,000mm 2台	1,100mm 1台	1,300mm 1台 500mm 1台 300mm 1台 200mm 1台
能力・台数	2.3m³/s 1台	2.5m³/s 1台	3.33m³/s 1台 0.50m³/s 1台 0.17m³/s 1台 0.13m³/s 1台
総能力	4.6m³/s	2.5m³/s	4.13m³/s
実揚程	6.7m	5.4m	25.0m
計画河川水位	O.P. 16.349m		O.P. 16.35m
計画排水路水位	O.P. 11.10m		O.P. 11.10m
計画揚水量	4.6m³/s	2.5m³/s	4.13m³/s
原動機馬力	電動機 220kw 2台	電動機 300kw 1台	電動機 330kw 1台 75kw 1台 30kw 1台 25kw 1台
その他	昭和30年 洛南排水改良事業 昭和41年 洛南湛水防除事業		
設置年度	昭和42年	昭和30年(現在休止)	1,300mm口径 昭和24年(現在休止)

	昭和34年度
施設の管理者	綴喜西部土地改良区

第3 洛南地区

本地区は京都市伏見区横大路、納所の周囲を宇治川、桂川、鴨川、新高瀬川に囲まれた低地で、干拓以来機械排水にたよっており、排水機の設置状況は次のとおりである。

	洛南(納所)排水機場	松林排水機場
種 類	立軸可動翼斜流II型	渦 巻
口径・台数	1,650mm 2台	500mm 1台 300mm 1台 200mm 1台
能力・台数	7.5m³/s 2台	0.50m³/s 1台 0.17m³/s 1台 0.06m³/s 1台
総能力	15.0m³/s	0.73m³/s
実揚程	6.5m	7.0m
計画河川水位	O.P. 16.618m	O.P. 16.35m
計画排水路水位	O.P. 12.00m	O.P. 11.10m
計画揚水量	15.0m³/s	0.73m³/s
原動機馬力	ディーゼル機関 660kw 2台	電動機 55kw 1台 22kw 1台 7.5kw 1台
その他	町づくり交付金	昭和22年~25年洛南干拓事業
設置年度	平成22年度	

平成22年度に京都市が洛南(納所)排水機場を新設したため(農林水産部)

			500mm口径 昭和26年(現在休止) 300mm口径 昭和22年 200mm口径 昭和56年改修
施設の管理者	京都市	洛南土地改良区	洛南土地改良区

第9章 水産施設防災計画

第2節 漁具施設計画

第3 計画の内容

1 台風、急潮対策

- (1) 避難、撤去不可能なものは、敷設物を錨、浮子、ロープ等で補強する。
- (2) 風浪、急潮の抵抗軽減のための一部施設、網漁具の撤去等を行う。

- (3) 急潮情報を提供し、関係漁業者に注意喚起を促す

第3節 養殖施設計画

第3 計画の内容

1 (略)

2 水害対策

- (1) 海面養殖物(真珠、かき、魚類、わかめ、のり)(略)
- (2) (略)

3 大雪(低温)対策

- (1)~(2) (略)
- (3) 養殖物の避寒等
 - ア (略)
 - イ かき

表層の低温、低比重から守るため深つりすること。湾内漁場は、陸上からの冷え込みにより結氷(久美浜湾)あるいは水温の異常低下のおこる可能性が予想されるので設置場所の移動垂下水深調節について十分注意すること。

			500mm口径 昭和26年 300mm口径 昭和22年 200mm口径 昭和56年改修
施設の管理者	京都市	洛南土地改良区	洛南土地改良区

第9章 水産施設防災計画

第2節 漁具施設計画

第3 計画の内容

1 台風、温帯低気圧、前線接近時の風浪、急潮対策

- (1) 漁業者は気象情報や急潮情報等に注意し、緊急時防災対策として、定置網身網の一部又は全てを撤去する。避難、撤去不可能な場合は、錨、浮子、ロープ等による補強を出来る限り行う。
- (2) 漁業者は、以下の日常時対策を行う。
 - ア 漁具資材の小まめな点検と早めの交換を行う。特に、側張りのワイヤーロープは定期的な交換と強化を心掛ける。
 - イ 定期的な網替え、側張りや浮子等の付着物除去等の清掃を行う。
 - ウ 定置網にかかる流水抵抗を減少させるためのその他対策(箱網の目合拡大等)についても、漁獲状況に応じて適宜行う。
- (3) 京都府は、精度の高い急潮情報を提供し、関係漁業者に注意喚起を促す。

第3節 養殖施設計画

第3 計画の内容

1 (略)

2 水害対策

- (1) 海面養殖物(真珠、かき、とりがい、魚類、わかめ、のり)(略)
- (2) (略)

3 大雪(低温)対策

- (1)~(2) (略)
- (3) 養殖物の避寒等
 - ア (略)
 - イ かき

表層の低温、低比重から守るため深つりすること。湾内漁場は、陸上からの冷え込みにより結氷(久美浜湾)あるいは水温の異常低下のおこる可能性が予想されるので設置場所の移動垂下水深調節について十分注意すること。

最新の知見(急潮による漁具被害マニュアルH21.3月)に基づく記載内容の充実(農林水産部)

新規養殖魚種(とりがい)の追加(農林水産部)

120

121
~122

(項目追加)

ウ (略)

(4) 定置網の網入作業準備の早期着手

春漁のための網修理、その他陸上作業に遅延をきたさないように

留意のこと。

(5) (略)

第10章 道路及び橋梁防災計画

第1節 道路の現況

(略)

道路状況一覧表

道路種別	道路現況 (平17.4.1現在)		危険箇所 (平成8、9年度点検結果)		
	管理延長(km)	橋梁箇所数	崩土等	なだれ	その他
一般国道	441.7	401	116	1	15
主要地方道	884.6	822	285	2	16
一般府道	829.0	801	241	0	20
計	2,155.3	2,024	642	3	51

注：その他には、地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。

124

129

第10章 道路及び橋梁防災計画

道路除雪基本要領 別図 除雪連絡体制図

舞鶴海洋気象台

第13章 文化財災害予防計画

第1節 現状

第1 建造物

(略)

国指定建造物は府内に586棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている549棟のうち、未設置のものは8棟である。(略)

一方、府指定・登録文化財建造物は416棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の277棟のうち約87%に設置され

147

ただし、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量5mg/L以上を確認できる水深帯とすること。

ウ とりがい

表層の低温、低比重から守るため深吊りする。具体的には、水温摂氏10℃以下および低比重が長期間続くと、成長・生残が低下する恐れがあるため、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量5mg/L以上を確保できる水深帯に深吊りすること。

エ (略)

~~(4)~~ (削除)

(4) (略)

第10章 道路及び橋梁防災計画

第1節 道路の現況

(略)

道路状況一覧表

道路種別	道路現況 (平21.4.1現在)		危険箇所 (平成8、9年度点検結果)		
	管理延長(km)	橋梁箇所数	崩土等	なだれ	その他
一般国道 (指定区間外)	439.4	397	109	1	15
主要地方道	882.9	819	284	2	16
一般府道	827.5	772	241	0	20
計	2,149.8	1,988	634	3	51

注：その他には、地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。
数値は、京都縦貫道(国道478号)（府道路公社管理）を含み、自転車道を除く。

第10章 道路及び橋梁防災計画

道路除雪基本要領 別図 除雪連絡体制図

削除

第13章 文化財災害予防計画

第1節 現状

第1 建造物

(略)

国指定建造物は府内に602棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている565棟のうち、未設置のものは11棟である。(略)

一方、府指定・登録文化財建造物は428棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の291棟のうち約75%に設置され

記述の充実（農林水産部）

新規養殖魚種（とりがい）の追加（農林水産部）

内容を見直し前節で記載（農林水産部）

時点修正（建設交通部）

震災対策編との整合（建設交通部）

京都地方気象台への担当官署一元化：H24.3.28予定（京都地方気象台）

時点(H23.10.1現在)修正（教育庁）

148
～149

ているが、登録建造物では約51%である。(略)

第2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む)

府内における国指定文化財の所有者は412社寺等(国有・公有は除く。)である。(略)

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に3件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。

また、府指定・登録文化財は、現在165所有者、229件(国有・公有は除く。)を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが57件(一部寄託4件を含む。)、これ以外の172件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは48件ある。残る124件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は131件、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は59件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。

第5 文化的景観

府内に国選定重要文化的景観は1件、府選定文化的景観は5件選定されている。

第3節 計画の内容

第7 補助金及び融資

1 補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。

2 融資

財団法人 京都府文化財団の行う融資制度
 長期 10年償還 低利(年利2.2%)
 融資対象は補助事業と同じ

第14章 危険物等保安計画

第1節 計画の方針

<図>高圧ガス施設

153

ているが、登録建造物では約半数である。(略)

第2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む)

府内における国指定文化財の所有者は413社寺等(国有・公有は除く。)である。(略)

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。

また、府指定・登録文化財は、現在181所有者、259件(国有・公有は除く。)を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが71件(一部寄託4件を含む。)、これ以外の188件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る138件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は132件、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は60件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。

第5 文化的景観

府内に国選定重要文化的景観は1件、府選定文化的景観は8件選定されている。

第3節 計画の内容

第7 補助金及び融資

1 補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定登録、府指定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

2 融資

財団法人 京都文化財団の行う融資制度
 長期 10年償還 低利(年利1.2%)
 融資対象は補助事業に準ずる

第14章 危険物等保安計画

第1節 計画の方針

<図>高圧ガス施設

「文化財を守り伝える京都府基金」について追記(文化環境部)

実態に即した内容に修正(文化環境部)

	<p>図中 京都府一般高圧ガス保安研究会 <u>075-871-1500</u> <u>(財)京都府プロパンガス保安事業団 075-314-6517</u> <u>京都府LPガススタンド協会 075-314-6517</u> <u>京都府冷凍空調協議会 075-312-5777</u></p>	
155	<p><表>危険物等関係保安団体（高圧ガス関係） 表中 京都府一般高圧ガス保安研究会 <u>0774-63-2777</u> <u>(財)京都府プロパンガス保安事業団 075-314-6517</u> <u>京都府LPガススタンド協会 075-314-6517</u> <u>京都府冷凍空調協議会 075-312-5777</u></p> <p><表>危険物等関係保安団体（火薬類関係） 表中 <u>峰山火薬類保安協会</u></p>	
156 ~157	<p>第15章 消防組織整備計画 第2節 計画の内容 第1 消防組織・体制の充実 <u>近年の災害の複雑多様化や高齢化の急激な進行により、消防需要は量的に拡大するだけでなく、質的に大きく変化しており、高度な消防サービスの提供が求められている。また、労働力の都市集中に伴い、農山漁村をはじめ、新興住宅、大型団地等大都市とその近郊における消防団員の確保が困難となり、団員数は減少傾向にある。</u> <u>これらの対策としては、消防本部の規模の拡大、消防装備の近代化、機動化と水利施設の強化、さらには団員確保並びに資質の向上に期待するところが大きい。したがって府の方針としては次のような対策を図り指導を強化して行く。</u></p> <p><u>1 消防体制の整備推進計画の推進</u> <u>(1) 消防指令センターの共同設置の推進</u> <u>(2) 消防本部の規模拡大の推進</u> <u>(3) 消防団活動の活性化の推進</u></p> <p><u>2 消防活動体制の充実強化</u> <u>(1) 救急・救助設備の高度化と救急救命士の育成</u> <u>(2) 消防職・団員の教養訓練の強化と資質の向上</u> <u>(3) 消防装備の高度な技術の開発</u> <u>(4) 消防団への多機能消防車両の配備の促進</u></p> <p><u>3 市町村消防計画の整備等</u> <u>(1) 市町村消防計画の整備</u> <u>(2) 広域消防運営計画の策定</u> <u>(3) 「府消防団活性化プラン」に基づく消防団活動活性化実施計画の策定</u></p>	

	<p>図中 京都府一般高圧ガス保安研究会 <u>0774-52-5320</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>電話番号修正，団体解散（エルピーガス協会・府民生活部）</p>
	<p><表>危険物等関係保安団体（高圧ガス関係） 表中 京都府一般高圧ガス保安研究会 <u>0774-52-5320</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p><表>危険物等関係保安団体（火薬類関係） 表中 <u>京丹後火薬類保安協会</u></p>	<p>電話番号修正，団体解散（エルピーガス協会・府民生活部）</p> <p>名称変更（府民生活部）</p>
	<p>第15章 消防組織整備計画 第2節 計画の内容 <u>第1 消防組織や体制の充実・強化</u> <u>高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。</u> <u>このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、府民生活の安心安全を図る。</u></p> <p><u>1 市町村の消防体制の強化と連携の推進</u> <u>(1) 消防施設等の整備促進</u> <u>(2) 府立消防学校等による消防職・団員の教育訓練（安全管理含む）機能の充実</u> <u>(3) 迅速な救急搬送の促進</u></p> <p><u>2 消防団の活動力の強化</u> <u>(1) 消防団員の確保</u> <u>(2) 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上</u> <u>(3) 消防団協力事業所表示制度導入など企業協力の促進</u> <u>(4) 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進</u></p>	<p>消防団活動活性化プラン等の終了や新たな課題を踏まえ記述を整理（府民生活部）</p>

第2 消防力の充実強化

近年、府内各都市における建築物の高層化、密集化及び生活様式の変化に伴い、災害が多様化しており、消防機関の保有する機材も当然近代化の必要性が生じてきている。府においては、これに対して次のような対策を図り指導する。

消防本部の所在地及び電話番号は「資料編2-9」、府内の消防施設の現況は「資料編2-10」、府の消防の概況は「資料編2-11」、市町村別の消防の概況は「資料編2-12」参照

1 消防施設の整備

(1) 消防車両等

ア 消防の近代化を図るため、市町村の消防力を再検討し、地域の防火対象物に見合った消防施設の整備を図る。

イ 国の示す「消防力の整備指針」に基づき、市町村が整備目標を達成するよう指導及び支援する。

また、「消防力の整備指針」に基づき、市町村が消防組織の充実強化及び消防団員の確保に努めるよう指導及び支援する。

(2) 消防水利

ア 出火時の水利は消防にとって特に重要である。最近、特に市町村における簡易水道の施設普及にかんがみ、水道消火栓の設備促進の指導を行う。

また、震災に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図るとともに、河川等の自然水利、プール等の人工水利を活用した多様な消防水利の確保を指導していく。

イ 国が示す「消防水利の基準」に基づく充足率が低い市町村については年次計画により整備するよう指導する。

(3) 消防無線

電波法関係審査基準の改正による平成28年5月31日のアナログ周波数使用期限を踏まえ、府が平成

19年6月に策定した「京都府消防救急無線広域化・共同化等整備基本計画」に基づき、市町村におけるデジタル化整備を促進するとともに、無線の広域的な運用を図る。

2 消防団の活性化

(1) 消防団員の確保対策や女性、大学生消防団員の採用、機能的分団等の取り組みなど、団員の任用に関する市町村の施策を支援する。

(2) 消防大会、消防操法大会の開催等により消防団員の士気を高めるとともに市町村との連携強化に努める。

(3) 団員のサラリーマン化に対応して、出勤体制の円滑化を図るため、各種企業団体への協力の働きかけを行うとともに、市町村における協力事業所表示制度導入の促進に努める。

(4) 消防団施設の充実強化を図り、消防力の基準に応じた消防車両や

	<p><u>防災資機材等の整備を促進する。</u> <u>(5) 消防団員の教育訓練の充実を図り、知識及び技能の向上に努める。</u> 第3 消防意識の啓発</p>	<p>第2 消防意識の啓発</p>	<p>第1, 2 統合による繰上げ(府民生活部)</p>
164	<p><図>他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統 図中 府消防安全課 414-<u>4466</u></p>	<p><図>他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統」中 図中 府消防安全課 414-<u>4468</u></p>	<p>電話番号の変更(府民生活部)</p>
164	<p><図>防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 図中 海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250</p>	<p><図>防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統 図中 海上自衛隊舞鶴地方総監部 0773-62-2250 (<u>内線2222又は2223</u>)</p>	<p>連絡先明確化のため内線番号追加 (海上自衛隊舞鶴)</p>
166	<p>第16章 鉄道施設防災計画 第4節 東海旅客鉄道株式会社の計画 <u>降雨、河川の増水、強風、降雪等の気象状況により、中央指令から列車の抑止又は徐行運転を行う。</u></p>	<p>第16章 鉄道施設防災計画 第4節 東海旅客鉄道株式会社の計画 第1 施設の防災対策 <u>現業機関の長は、災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進を図るものとする。</u> 第2 気象設備等の整備 <u>各主管部長及び現業機関の長は、気象観測設備、気象情報の伝達設備、警報装置を整備しておくものとする。</u></p>	<p>内容の見直し・強化(JR東海)</p>
171	<p>第9節 京福電気鉄道株式会社の計画 風水害及び降雪対策 <u>降雨、河川の増水、強風、降雪等における車両の運転は、その状況に応じ、社内規程（運転取扱心得及び関係規程）に基づいて、車両の一時運転中止を行う等の処置をとる等、安全の確保を図る。</u></p>	<p>第9節 京福電気鉄道株式会社の計画 風水害及び降雪対策 <u>災害時及び災害のおそれのある場合</u>における車両の運転は、その状況に応じ、社内規程（運転取扱心得及び関係規程）に基づいて、車両の一時運転中止を行う等の処置をとる等、安全の確保を図る。</p>	<p>現行記載の災害以外にも対応するため(京福電気鉄道)</p>
181	<p>第19章 資材器材等整備計画 第1節 計画の方針 災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。 必要物資の確保は、原則として調達によることとし、流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。</p>	<p>第19章 資材器材等整備計画 第1節 計画の方針 災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。 必要物資の確保は、原則として調達によることとし、流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。 <u>また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。(観光客及び帰宅困難者については、第34章観光客保護・帰宅困難者対策計画参照)</u></p>	<p>地域防災見直し部会委員意見、関西広域連合計画との整合</p>
183	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画</p>	<p>第3節 食料及び生活必需品の確保計画</p>	

第1 物資の備蓄

- 1 府及び市町村は、府民に対し非常時の食料や日用品等の非常持出品の備蓄に努めるよう広報啓発する。
- 2 府及び市町村は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要となる乾パン等の応急食料や被服、寝具等の生活必需品を備蓄する。

(1) 府の備蓄は、次の5箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。

京都倉庫：京都市上京区西洞院通中立売下ル菊屋町

田辺倉庫：京田辺市興戸

亀岡倉庫：亀岡市荒塚町府亀岡総合庁舎内

福知山倉庫：福知山市字篠尾府福知山総合庁舎内

宮津倉庫：宮津市字吉原府宮津総合庁舎内

(2) 市町村は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

第2 米穀等食料の確保

1 府及び市町村は、所定の手続により近畿農政局と協議の上、政府が不測の事態に備え保管している政府備蓄米及び米穀販売事業者の所有する流通在庫により米穀を確保する。米穀の調達ルートを「米穀の調達システム」に示す。

2 災害の発生が予想される場合には、市町村は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

また、近畿農政局食糧部長は、府内の米穀販売事業者の手持状況を把握するとともに、政府米保管倉庫の出庫体制を整えておくものとする。

なお、府内の米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）及び炊飯センターは別表のとおりである。

3 市町村は、府広域振興局長及び卸売業者（支店等）等と密接な連絡を取り、精米及び米穀以外の食料の確保に努める。

4 府は、食料品の調達、あつ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成9年4月締結）など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合にはただちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産省に食品の調達を要請するものとする。

第1 物資の備蓄

1 府及び市町村は、府民に対し3日分の食料や日用品等の非常持出品の備蓄に努めるよう広報啓発する。

2 府及び市町村は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要となる又は乾パン等の応急食料や被服、寝具等の生活必需品を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する

(1) 府の備蓄は、次の5箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。

京都倉庫：京都市上京区中立売通小川東入三丁町

田辺倉庫：京田辺市興戸

亀岡倉庫：亀岡市荒塚町府亀岡総合庁舎内

福知山倉庫：福知山市字篠尾府福知山総合庁舎内

宮津倉庫：宮津市字吉原府宮津総合庁舎内

(2) 市町村は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。

3 府及び市町村は、広域的な関西広域連合の備蓄計画の議論も踏まえ、府・市町村の役割分担、備蓄内容等の連携体制を検討する。

第2 米穀等食料の確保

1 市町村は、卸売業者（支店等）及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。

2 府は、食料品の調達、あつ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」（平成9年4月以降順次締結）など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合にはただちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産部から農林水産省に食品の調達を要請するものとする。

なお、その他応急対策用食料品の要請、調達、あつ旋等の連絡システムを「食料品の調達等システム」に示す。

3 府は市町村からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（以下「基本要領」という。）に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートは「食料品の調達システム」に示す。

4 災害の発生が予想される場合には、市町村は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

なお、府内の米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）及び炊飯センターは別表のとおりである。

「3日分の備蓄」

国の防災基本計画「第1章 災害予防 防災知識の普及」に国、地方公共団体が行う、普及・啓発事項に規定

「米穀の買入販売基本要領」改正(H22.10.1)に伴う修正、記載順序を体系的に整理（農林水産部・近畿農政局）

正確な表現に修正（府民生活部）

所管を明確に記載（府民生活部）

根拠を明確化（農林水産部・近畿農政局）

なお、その他応急対策用食料品の要請、調達、あつ旋等の連絡系統を「食料品の調達等系統」に示す。

184

第5 市町村地域防災計画で定める事項

1 食料供給計画

(1) ～(2) (略)

(3) 政府米保管倉庫及び近畿農政局消費・安全部地域課との調整

(4)～(6) (略)

2 (略)

185

～187

<図>米穀の調達系統

(1) 救助法非適用の場合の調達ルート

(a) 販売事業者からの調達

図 (略)

(b) 政府米の調達

図 (略)

(2) 救助法適用時の緊急引渡ルート

(a) 市町村長が知事の指示を得られる場合

第5 市町村地域防災計画で定める事項

1 食料供給計画

(1) ～(2) (略)

~~(3)~~ (削除)

(3)～(5) (略)

2 (略)

<図>食料品の調達等系統

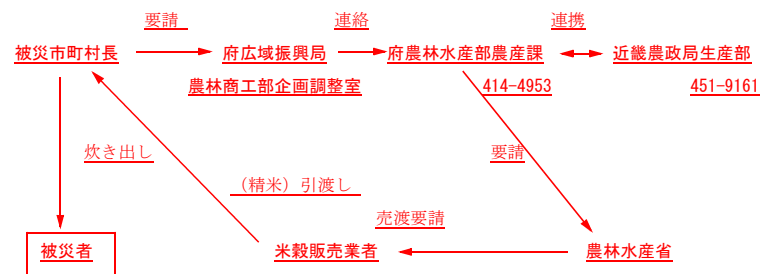
→ (1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート
(図 略)

<図>米穀の調達系統 (削除)

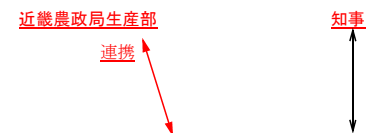
~~(1)~~ (削除)

→ (2) 米穀の緊急引渡ルート

(a) 販売事業者からの調達



(b) 政府所有米穀の調達

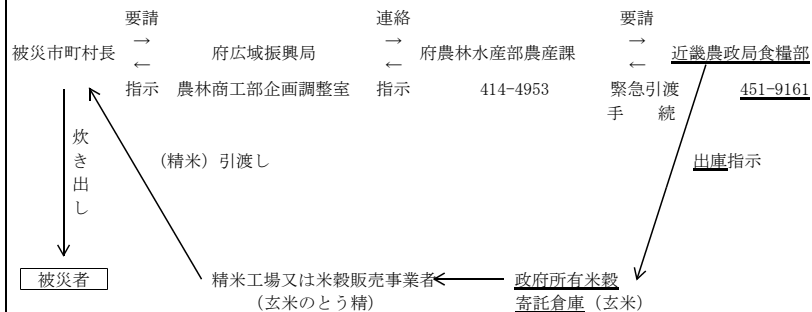


政府所有米穀の販売業務等の民間委託(H22.10), 農林水産省組織再編により削除(農林水産部・近畿農政局)

「米穀の買入販売基本要領」改正によりルートが整理されたため(農林水産部・近畿農政局)

「米穀の買入販売基本要領」改正によりルートが整理されたため(農林水産部・近畿農政局)

「米穀の買入販売基本要領」改正によりルートが整理されたため(農林水産部・近畿農政局)



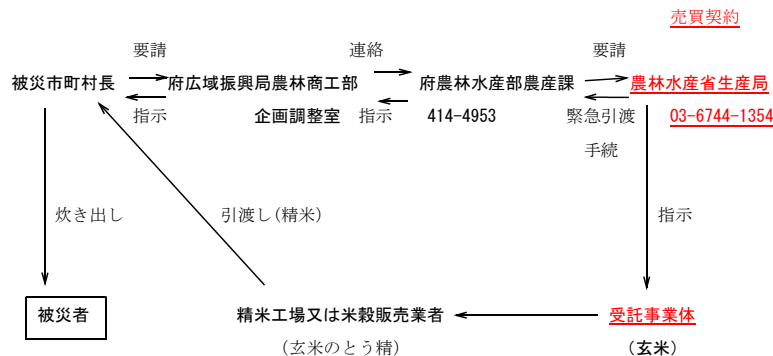
注 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする

(b) 被災地が孤立した場合
(図 略)

<図>食料品の調達等系統

その他応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート
(図 略)

189 <図>自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統



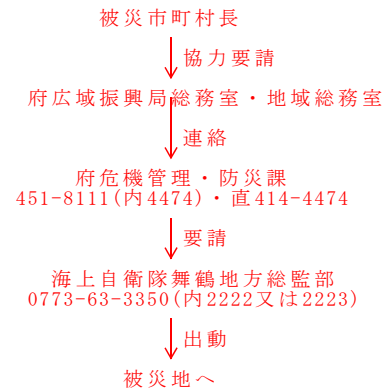
※ 国は玄米のとう精指示等は行わない。また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。

注 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

~~(b)~~ (削除)

~~<図>食料品の調達等系統~~ (削除)

<図>自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統
(要請先に海上自衛隊舞鶴地方総監部を追加)



政局)

「米穀の買入販売基本要領」
改正によりルートが整理されたため（農林水産部・近畿農政局）

状況に応じて海上自衛隊部隊による炊き出し支援が可能（海上自衛隊舞鶴）

190	<p>第20章 防災知識普及計画 第2節 計画の内容 第3 一般住民に対する啓発 1 (略) 2 各種メディアによる普及 各機関は、広報紙、広報番組及びポスター、ビデオの他、ホームページ等各種メディア等を積極的に活用し、機会あるごとに防災に関する知識の普及啓発に努める。 3～6 (略)</p>	<p>第20章 防災知識普及計画 第2節 計画の内容 第3 一般住民に対する啓発 1 (略) 2 各種メディアによる普及 各機関は、<u>ハザードマップ</u>、広報紙、広報番組及びポスター、ビデオの他、ホームページ等各種メディア等を積極的に活用し、機会あるごとに防災に関する知識の普及啓発に努める。 3～6 (略)</p>	<p>ハザードマップの普及・活用に努めるべきであり、明確に記載 (建設交通部)</p>
191	<p>第3節 学校における防災教育 各学校においては、災害・防災に関する指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な<u>安全教育</u>や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。</p>	<p>第3節 学校における防災教育 各学校においては、災害・防災に関する<u>学習と指導</u>を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な<u>基礎的・基本的事項を理解させるとともに</u>自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。</p>	<p>記載内容の詳細化 (教育庁)</p>
193	<p>第21章 防災訓練・調査計画 第1節 防災訓練計画 (項目追加)</p>	<p>第21章 防災訓練・調査計画 第1節 防災訓練計画 <u>第3 複合災害を想定した訓練</u> <u>地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。</u></p>	<p>防災基本計画の見直し (H23.12.27) を反映 (危機管理・防災課)</p>
197	<p>第22章 自主防災組織整備計画 第3節 事業所等における取組 第3 事業継続計画 企業は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定し、継続的に改善するよう<u>努める</u>。なお、策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮する。</p>	<p>第22章 自主防災組織整備計画 第3節 事業所等における取組 第3 事業継続計画 企業は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・<u>運用</u>し、継続的に改善するよう<u>努めるとともに防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める</u>。 なお、「<u>事業継続計画</u>」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生に配慮する。 <u>さらに、京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。</u></p>	<p>防災基本計画の見直し (H23.12.27) を反映 (危機管理・防災課)</p>
199	<p>第24章 交通対策及び輸送計画 第1節 交通規制対策 第4 運転者のとるべき措置の周知</p>	<p>第24章 交通対策及び輸送計画 第1節 交通規制対策 第4 運転者のとるべき措置の周知</p>	

(略)

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（同法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。（略）

201 <表>緊急交通路候補路線一覧表

区分	道路名	区間
有料道路	丹波綾部道路	<u>綾部安国寺IC</u> ～綾部JCT

202 <図>緊急交通路候補路線図
(図 略)

第25章 医療助産計画

第2節 計画の内容

第3 基幹災害医療センター及び地域災害医療センター

203 (資料)

<u>山城北医療圏</u>	<u>関西医科大学付 属男山病院</u>	<u>075-931 -0001</u>	<u>8-767 -8109</u>
---------------	--------------------------	--------------------------	------------------------

204 (項目追加)

第26章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針

205

～206

発災時には、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。（略）

(略)

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。（略）

<表>緊急交通路候補路線一覧表

区分	道路名	区間
有料道路	丹波綾部道路	<u>京丹波わちIC</u> ～綾部JCT

<図>緊急交通路候補路線図
(図 最新図に差替え)

第25章 医療助産計画

第2節 計画の内容

第3 基幹災害医療センター及び地域災害医療センター

(資料)

(関西医科大学付属男山病院 削除)

第11 ドクターヘリの共同運用

ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域救急医療連携計画に定められている、広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第26章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針

発災時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。（略）

字句修正（京都府道路公社）

時点修正（京都府道路公社）

時点修正（京都府道路公社）

地域災害医療センターではなくなったため（危機管理防災課）

関西広域救急医療連携計画との整合（健康福祉部）

妊婦に配慮する必要があるため（健康福祉部）

<p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備</p> <p>府及び市町村は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備する。</p> <p>1 府における支援体制の整備</p> <p>府は市町村との連携のもとに、広域的観点から災害時に必要な支援策を実施できるよう<u>府保健所、府広域振興局、府精神保健福祉総合センター、府児童相談所</u>など関係機関による支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。</p> <p>2 市町村における支援体制の整備</p> <p>市町村は、保健福祉部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 要配慮者マップの作成</p> <p>市町村は、要配慮者をあらかじめ把握し、要配慮者マップを作成する。</p> <p>府は、市町村に対し情報提供を行うなど、必要な協力・支援を行う。</p> <p>第4 要配慮者の安全確保のために</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市町村は、地域住民等の協力も得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。</p> <p>第5 要配慮者の生活確保のために</p> <p>1 (略)</p> <p>2 府は、市町村との連携のもとに要配慮者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の<u>受け入れ体制</u>の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。</p> <p>3 市町村は、避難所のユニバーサルデザイン化や介助に必要な人員の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。</p> <p>(章追加)</p>	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備</p> <p>府及び市町村は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備する。</p> <p>1 府における支援体制の整備</p> <p>府は市町村との連携のもとに、広域的観点から災害時に必要な支援策を実施できるよう<u>府広域振興局、府保健所、府家庭支援総合センター、府児童相談所、府精神保健福祉総合センター</u>など関係機関による支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。</p> <p>2 市町村における支援体制の整備</p> <p>市町村は、保健福祉部局を<u>はじめ関係部局</u>の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 要配慮者<u>避難支援プラン</u>の作成</p> <p>市町村は、要配慮者に関する情報をあらかじめ把握し、<u>要配慮者名簿を作成・管理・共有するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランの策定に努める。</u></p> <p>府は、市町村に対し情報提供を行うなど、必要な協力・支援を行う。</p> <p>第4 要配慮者の安全確保のために</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市町村は、地域住民等の協力を<u>得</u>て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。</p> <p>第5 要配慮者の生活確保のために</p> <p>1 (略)</p> <p>2 府は、市町村との連携のもとに要配慮者の緊急<u>受入</u>が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の<u>受入体制</u>の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。</p> <p>3 市町村は、避難所のユニバーサルデザイン化や<u>要配慮者の避難スペース及び介助</u>に必要な人員の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。</p> <p><u>第28章 行政機能維持対策計画</u></p> <p><u>第1節 業務継続性の確保</u></p> <p><u>府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を</u></p>	<p>関係機関の追加, 並べ替え(健康福祉部)</p> <p>保健福祉部局のみの対応ではないため(健康福祉部)</p> <p>対策に係る記述を強化充実(健康福祉部)</p> <p>語句修正(健康福祉部)</p> <p>語句修正(健康福祉部)</p> <p>災害時要援護者の避難支援ガイドラインを踏まえ、記述内容を強化充実(健康福祉部)</p> <p>防災基本計画の見直し(H23.12.27)を反映(危機管理防災課)</p>
---	--	--

確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

第2節 防災中枢機能等の確保、充実

府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

第3節 各種データの整備保全

府、市町村は、災害復旧・復興への備え復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第29章 ボランティアの登録・支援等計画

第2節 計画の内容

第2 一般ボランティア

2 一般ボランティアの活動環境整備

京都府災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、平常時から、災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等、必要な施策を実施するものとする。

語句修正（健康福祉部）

第30章 広域応援体制の整備

第2節 計画の内容

第1 他府県との広域応援体制の整備

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「関西域連合「関西防災・減災プラン」に基づき、近隣府県を中心とした全国都道府県との相互応援態勢のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図ることとする。

章番号繰下げ

関西防災・減災プラン策定のため（危機管理防災課）

第28章 ボランティアの登録・支援等計画

第2節 計画の内容

第2 一般ボランティア

2 一般ボランティアの活動環境整備

京都府災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、通常時から、災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等、必要な施策を実施するものとする。

第29章 広域応援体制の整備

第2節 計画の内容

第1 他府県との広域応援体制の整備

「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近隣府県を中心とした全国都道府県との相互応援態勢のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図ることとする。（資料編2-19及び2-20参照）

第30章 上・下水道施設防災計画

第1 水道施設防災計画

1 計画の方針

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害時の被害を最小限に止めるために必要な整備、補強の施策を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

府は、水道事業者等が行う水道施設の応急給水用水確保のための措置に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

2 施設の設計基準

水道施設の設計は、関係法令に定める基準に基づくものとする。

3 計画の内容

(1) 施設の維持管理

地域の実情と水道施設の実態を考慮し、設備の重要度に応じた点検を行うものとする。

(2) 図面等の整理

防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定した整備に努めるものとする。

(3) 災害に強い水道施設づくり

ア 緊急を要する弱点对策

二次災害を発生するおそれのある施設、老朽施設等、弱点となる施設の緊急補強と更新を進めるものとする。

イ 速やかに復旧できる水道づくり

施設の防災対策の向上、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。

ウ 被災時にも給水機能を持つ水道

被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進める。

第31章 上下水道施設防災計画

第1 水道施設防災計画

1 計画の方針

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、施設点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる。

府は、水道事業者等が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、水道事業者等間の連携に関する調整を行う。

⇒ (削除)

2 計画の内容

(1) 水道事業者等は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。

(2) 水道事業者等は、防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。

~~(3) 災害に強い水道施設づくり~~

⇒ (削除)

⇨ (表題削除)

(3) 水道事業者等は、施設の防災性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。

⇨ (表題削除)

(4) 水道事業者等は、施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。

(5) 水道事業者等は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状態に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。

(6) 水道事業者等は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。

(7) 府及び水道事業者等は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練

章題修正（文化環境部）

東日本大震災等を踏まえ、広域的な被害にも対応するため、事業者間等の連携、府の役割に関する記述を追加（文化環境部）

記述内容見直しによる削除（文化環境部）

第1水道施設防災計画との構成の統一、東日本大震災等を踏まえ、広域的な被害にも対応するため修正（文化環境部）
図面等の保管場所の被災を想定し、対策を追記（文化環境部）

災害対策の実施者及び目標を明確化（文化環境部）

災害対策の具体的な対策手法を追記（文化環境部）

東日本大震災等を踏まえ、広域的な停電を想定し、記述を追加（文化環境部）

資機材の備蓄に関する記述の追加（文化環境部）

広域的な被害を想定し、連携強化と訓練に関する記述を追加（文化環境部）

第2 下水道施設防災計画

1 現況

府内流域下水道は下表のとおり5箇所である。平成22年4月1日現在、5流域下水道の全てが供用されており、完成済みの幹線管渠延長は112.5kmとなっている。

※流域下水道施設一覧表

2 計画の方針

各施設については、耐震構造とするとともに、災害時に予測される電力の供給停止、破堤等による水害、土砂災害等の二次災害に対処するための措置を講じる。

3 計画の内容

- (1) 処理場、ポンプ場及び管渠の建設は、下水道建設事業計画に基づいて推進し、「下水道施設の耐震対策指針」等に基づき耐震構造にするとともに、災害に対する弾力的対応方策を検討し、防災対策設備を設置する。
- (2) 終末処理場及び中継ポンプ場への電力の供給停止に対処するため、各処理施設の建設状況に応じて、自家発電装置を設置する。
- (3) 施設の点検、復旧が迅速に実施できるよう、下水道台帳の整備及び複数箇所での保管を促進するとともに、点検用器材を常備する。
- (4) 点検などによる危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。
- (5) 処理場・ポンプ場のオープンスペースを一時避難所として利用することを考慮して整備する。なお、処理水の再利用についても検討する。

を実施するものとする。

(8) 水道事業者等は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

(9) 府及び水道事業者等は、飲料水の備蓄の推進等について、住民が自主的に取組むよう啓発に努めるものとする。

第2 下水道施設防災計画

≠ (削除)

1 計画の方針

流域下水道管理者及び公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。

府は、下水道管理者が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、下水道管理者間の連携に関する調整を行う。

2 計画の内容

- (1) 下水道管理者は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状況から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- (2) 下水道管理者は、防災対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- (3) 下水道管理者は、施設の防災性能の確保に努めるものとする。
- (4) 下水道管理者は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状態に応じて自家発電設備を整備するものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- (5) 下水道管理者は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- (6) 府及び下水道管理者は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運搬等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (7) 下水道管理者は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

運転監視等に関わる委託先の防災対策の追加（文化環境部）

防災に対する備蓄の住民啓発を追加（文化環境部）

記載内容の簡略化、第1水道施設防災計画との整合（文環環境部）

流域下水道限定から市町村下水道管理者も含めた計画へ拡大、東日本大震災を踏まえ、事業者間等との連携等を追記（文化環境部）

第1水道施設防災計画との校正の統一、東日本大震災を踏まえ、広域的な被害に対応するため、資機材調達や停電時の対応等に関する計画を追記（文化環境部）

整備進捗に伴いオープンスペース活用等に支障が出てきたため、文言削除（文化環境部）

213 ～214	<p>(項目追加)</p> <p>第31章 学校等の防災計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 防災体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所としての運営方法 (略)</p> <p>避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。</p>	<p>第3 工業用水道施設防災計画</p> <p><u>工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第1 水道施設防災計画の2計画の内容(1)～(8)」に準じた対策を講じるものとする。</u></p>	<p>工業用水道に関する記述を追加(文化環境部)</p>
215	<p>第32章 避難に関する計画</p> <p>第3節 <u>避難地</u>及び避難経路の選定と確保</p> <p>第1 <u>避難地</u>の選定と確保</p> <p>延焼火災や浸水被害が発生した場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域<u>避難地</u>を選定しておく。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>避難地</u>としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流、浸水被害が発生した場合の浸水深等について考慮することとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第32章 学校等の防災計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 防災体制の整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所としての運営方法 (略)</p> <p>避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。</p> <p><u>また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</u></p>	<p>他の避難所に係る記載と整合(教育庁)</p>
216	<p>第3節 <u>避難場所</u>及び避難経路の選定と確保</p> <p>第1 <u>避難場所</u>の選定と確保</p> <p>延焼火災や浸水被害等が発生した場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域<u>避難場所</u>を選定しておく。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>避難場所</u>としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流、浸水被害が発生した場合の浸水深、<u>土砂災害危険箇所(土砂災害警戒区域等)</u>等について考慮することとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第33章 避難に関する計画</p> <p>第3節 <u>避難場所</u>及び避難経路の選定と確保</p> <p>第1 <u>避難場所</u>の選定と確保</p> <p>延焼火災や浸水被害等が発生した場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域<u>避難場所</u>を選定しておく。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>避難場所</u>としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流、浸水被害が発生した場合の浸水深、<u>土砂災害危険箇所(土砂災害警戒区域等)</u>等について考慮することとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>土砂災害も含める意味で追記(建設交通部)</p> <p>土砂災害についても考慮(建設交通部)</p>
	<p>第3 避難道路の選定と確保</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 液状化や浸水等により通行不能になる恐れがないこと。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(節追加)</p>	<p>第3 避難道路の選定と確保</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 液状化や浸水、<u>土砂災害</u>等により通行不能になる恐れがないこと。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備</p> <p>第1 施設・設備・物資の備蓄</p> <p><u>避難所において、災害時要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必</u></p>	<p>土砂災害についても考慮(建設交通部)</p> <p>防災基本計画の見直し(H23.12.27)を反映(危機管理・防災課)</p>

	(節追加)			
216	<p><u>第4節</u> 市町村の避難計画</p> <p>第1 市町村地域防災計画で定める事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口 3 避難地への経路及び誘導方法 4 避難地開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (1)～(5) (略) 5 避難地の管理に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 避難民に対する災害情報の伝達 (3) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底 (4) 避難民に対する各種相談業務 6 広域避難地等の整備に関する事項 (1)～(3) (略) 7～9 (略) <p>(項目追加)</p>	<p><u>要な物資の備蓄に努める</u></p> <p><u>第5節 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動</u> <u>居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u></p> <p><u>第6節</u> 市町村の避難計画</p> <p>第1 市町村地域防災計画で定める事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 3 避難場所への経路及び誘導方法 4 避難場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (1)～(5) (略) 5 避難場所の管理に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 避難者に対する災害情報の伝達 (3) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底 (4) 避難者に対する各種相談業務 6 広域避難場所等の整備に関する事項 (1)～(3) (略) 7～9 (略) <p><u>10 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動</u></p>	<p>防災基本計画の見直し (H23.12.27) を反映 (危機管理・防災課)</p> <p>節の番号の繰り下げ</p> <p>防災基本計画との文言整合 (危機管理防災課)</p>	
217	<p>第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所浸水想定区域図、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。 2～4 (略) 	<p>第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所浸水想定区域図、<u>土砂災害警戒区域</u>、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。 2～4 (略) 	<p>防災基本計画の見直し (H23.12.27) を反映 (危機管理・防災課)</p> <p>土砂災害についても考慮 (建設交通部)</p>	
219	<p><第2 3関係>避難勧告等の発令の参考となる情報</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 土砂災害 	<p><第2 3関係>避難勧告等の発令の参考となる情報</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 土砂災害 		

	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
避難準備（要配慮者避難）情報	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害監視システムにおいて、レベル1（凡例黄色）に到達したとき（同時に「土砂災害警戒情報が発表」） ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量に変化）の発見
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害監視システムにおいて、レベル2（凡例橙色）に到達したとき ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害監視システムにおいて、レベル3（凡例赤色）に到達したとき ・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見

	土砂災害警戒区域（もしくは土砂災害危険箇所）
避難準備（要配慮者避難）情報	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）</u>において、レベル1（凡例黄色）に到達したとき（同時に「土砂災害警戒情報が発表」） ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量に変化）の発見
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）</u>において、レベル2（凡例橙色）に到達したとき ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）</u>において、レベル3（凡例赤色）に到達したとき ・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見

名称変更（建設交通部）

220 第5節 防災上必要な施設の計画

学校、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- 1 (略)
- 2 児童生徒集団で避難させるための避難地の選定、収容施設の確保並びに教育・保育・衛生及び給食等の方法
- 3 病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- 4 (略)

第6節 防災上必要な施設の計画

学校、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- 1 (略)
- 2 児童生徒等集団で避難させるための避難地の選定、収容施設の確保並びに教育・保育・衛生及び給食等の方法
- 3 病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- 4 (略)

節番号の繰下げ

幼児を含むため（教育庁）

有床診療所に対応（健康福祉部）

新設 (章追加)

第34章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

<新規>観光客保護・帰宅困難者に対応するため（危機管理防災課）

第2節 計画の内容

第1 基本方針

府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援のため、代替輸送の調整やコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。

第2 観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、府や市町村の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限さ

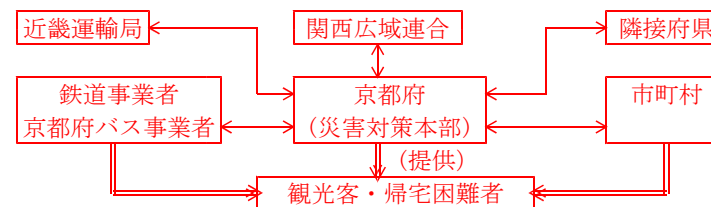
れる。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- 3 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- 5 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

第3 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

観光客・帰宅困難者情報共有系統図



第4 災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」(関西広域連合)を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

第5 事業所等への要請

- 1 府は、都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。
- 2 事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。

第6 観光客への支援の検討

- 1 府は市町村と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、ホテル・旅館業者、大学、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。
- 2 外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。
また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。
- 3 学生ボランティア等の活用について検討する。

新設

(章追加)

第35章 集中豪雨対策に関する計画（各機関）

第1節 計画の方針

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

各機関においては、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難態勢・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルート_の安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地滑りの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、多方面から府民の安心・安全を確保するための対策を講じる。

第2節 計画の内容

第1 ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として自治体と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

1 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実

2 避難態勢等の取り組み強化

(1) 客観的避難基準の充実

(2) 被災の危険性を考慮した避難所・避難場所の設定

(3) 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保

3 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底

4 要配慮者対策の強化

第2 ハード対策の実施・検討

河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、まちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組みが必要である。

1 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理

(1) 河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策）

(2) 治山ダム・砂防堰堤の整備（森林保全、土石流対策）

(3) 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）

(4) 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対

〈新規〉集中豪雨災害に対応するため（危機管理防災課）

新設

(章追加)

策等の実施

2 流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組み

- (1) 山地・森林環境の保全と整備
- (2) 農地の持つ防災機能の保全と整備
- (3) 雨水貯留・浸透施設の設置
- (4) 適正な土地利用の誘導、規制 など

第3 総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、府民の安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討を進める。

第36章 都市公園施設防災計画

第1節 現況

府立都市公園は、現在11箇所、404.7ヘクタールある。都市公園は、災害時に避難地、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

〈新規〉震災だけでなく風水害時等においても防災施設として利用されることから一般編にも追加（建設交通部）

京都府立都市公園（平成23年4月1日現在）

都市公園名	所在地	供用面積(ha)	備考
嵐山公園	京都市	10.6	
嵐山東公園	〃	11.4	
鴨川公園	〃	34.3	
伏見港公園	〃	3.7	
洛西浄化センター公園	京都市・長岡京市	5.6	
宇治公園	宇治市	1.6	
山城総合運動公園	〃	92.3	
天橋立公園	宮津市	25.1	
丹後海と星の見える丘公園	〃	142.9	
関西文化学術研究都市記念公園	精華町	24.1	
丹波自然運動公園	京丹波町	53.1	
(仮称)木津川右岸運動公園	城陽市	(未供用)	
合 計		404.7	

第2節 計画の方針

府立都市公園については、利用者の安全を確保するため、災害の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難地や防災・復旧活動拠点等として機能するよう必要な施設整備を行う。

また、広域避難地や一時避難地となるオープンスペースを確保するため、京都府広域緑地計画に基づき、公園緑地の整備推進を図る。

第3節 計画の内容

第1 府立都市公園の防災機能整備

各府立都市公園の特性に応じた災害時の役割を検討の上、必要に応じた整備を順次行う。

なお、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び（仮称）木津川右岸運動公園については、その役割に応じ防災施設の整備を行う。

1 防火帯となる植樹帯等の整備

2 避難地や復旧活動の場、ヘリポート等に利用できる広場やオープンスペースを確保するとともに、公園内の園路や橋の安全性向上対策

3 避難施設や防災センターとして活用可能な体育館、管理事務所等建築物について、必要に応じた耐震対策

4 避難生活や防災活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備

第2 公園緑地の整備計画の策定

環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び、災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能を持つ公園緑地の保全・整備を図るため、必要に応じて京都府広域緑地計画の見直しを行う。

また、市町村が都市緑地法に基づき、都市公園の整備、緑地の保全及び都市緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」を策定するに当たり、公園緑地が十分に防災機能を発揮できるよう指導する。

第37章 広域防災活動拠点計画（府民生活部）

第1節 広域防災活動拠点の整備

府は、大規模災害時の自衛隊、警察、消防等防災関係機関の応援隊の集結や全国からの救援物資の集配など、応急活動の拠点となる広域防災活動拠点を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

[広域防災活動拠点の機能]

①防災関係機関等の活動拠点機能 ②ヘリポート機能 ③現地調整本部機能 ④物資等の集積・集配機能 ⑤広域防災活動拠点活動維持・継続のための機能

第2節 広域防災活動拠点とする施設

第1 施設名、所在地

被災地域へのアプローチや被災時における交通・輸送の代替・有機的な確保が図られるよう、北部、中部、南部の地域ブロック別に配置し、次の施設とする。南部地域の施設は、人口的にも府域全体をカバーする中核施設とする。

また、応急活動の状況に応じて上記以外にも府消防学校を始め、府の既存施設等を活用するとともに、防災関係機関に協力を依頼して必要な施設を確保する。

新設

(章追加)

<新規>広域防災活動拠点整備のため（危機管理防災課）

さらに、救援物資の集配については、物流事業者等と連携し、民間の物流施設やノウハウの活用を進める。

(広域防災活動拠点施設)

地域	施設名	所在地	面積
北部	京都舞鶴港	舞鶴市	48.4ha
中部	丹波自然運動公園	船井郡京丹波町曾根崩下代110-7	52.7ha
南部(中核)	山城総合運動公園	宇治市広野町八軒屋谷1	92.3ha

※京都舞鶴港の面積は、緑地、埠頭用地、民間倉庫を含めた面積

第3節 広域応援の受入れ

府は、関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき、受援体制を確立する。

第1 開設、連絡調整

1 府は、広域防災活動拠点の設置を決定し、施設管理者に連絡する。

府から連絡を受けた施設管理者は、施設の受け入れ体制を整える。

また、府は、施設管理者と施設・設備の使用や開設手順について事前に定める。

2 府は、関係機関との連絡系統や調整手順を定めるとともに、広域防災活動拠点に連絡調整のための連絡所を設置する。

第2 資機材・設備等の準備

府は、広域防災活動拠点の活動に必要な資機材、設備の使用等について、配置や使用手順を定めて準備する。

第3 訓練の実施

府は、広域防災活動拠点を迅速に開設して円滑に運用されるよう、施設管理者及び関係機関との訓練を実施する。

第3編 災害応急対策計画

222 第1章 災害対策本部等運用計画

第2節 府の活動体制

(項目追加)

第1 災害警戒本部の設置等

2 災害警戒本部の体制は、次の基準による。

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

第2節 府の活動体制

第1 責務

府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

第2 災害警戒本部の設置等

2 災害警戒本部の体制は、次の基準による。

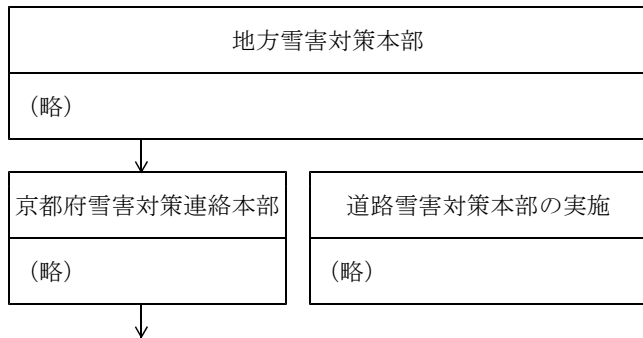
震災対策編との整合のため
(危機管理・防災課)

(2) 災害警戒本部 2号配備
ウ 知事が、京都地方気象台から、「東海地震観測情報」、(略)

223 第2 雪害対策本部の設置
1～3 (略)
(項目追加)

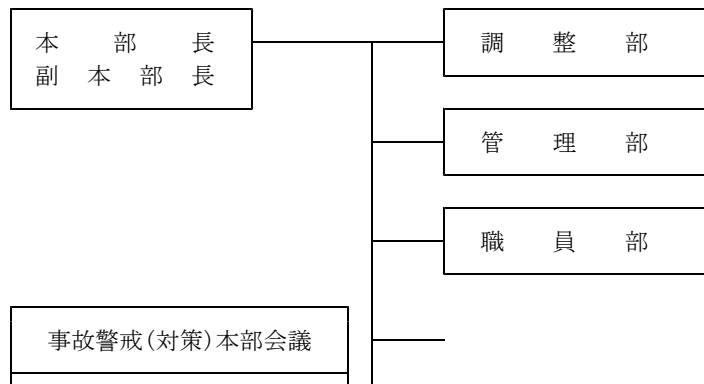
223 第3～第4 (略)

224 雪害発生時の本部設置基準



226 第5 事故警戒(対策)本部の設置

事故警戒(対策)本部の組織



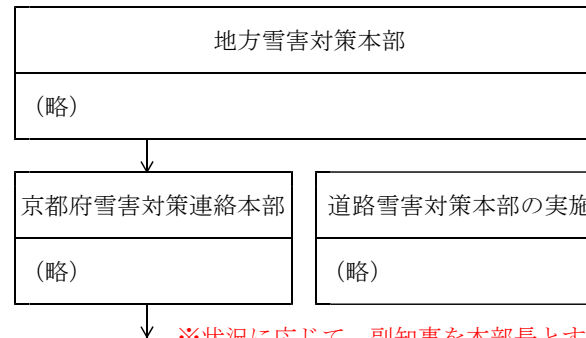
(2) 災害警戒本部 2号配備
ウ 知事が、京都地方気象台から、「東海地震に関する調査情報(臨時)」、(略)

第3 雪害対策本部の設置
1～3 (略)

4 状況に応じて、副知事を本部長とする「京都府雪害対策本部」を設置する。

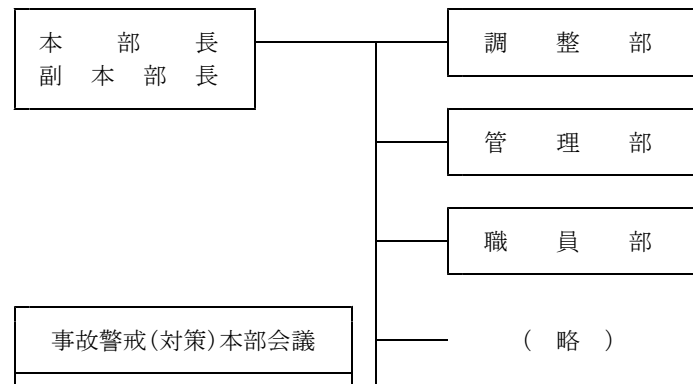
第4～第5

雪害発生時の本部設置基準



第6 事故警戒(対策)本部の設置

事故警戒(対策)本部の組織



情報名称変更のため(H23.3.24変更)(京都地方気象台)

雪害対策体制を踏まえた規定の追記(危機管理・防災課)

節番号繰下げ

雪害対策体制を踏まえた規定の追記(危機管理・防災課)

番号繰下げ

本部長（知事）
副本部長（副知事）

（ 略 ）

各 部 長

会計責任者
監査委員会事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
防災監

本部長（知事）
副本部長（副知事）

危機管理監
各 部 長

会計責任者
監査委員会事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
防災監

実態合わせて修正（危機管理
防災課）

第7節 災害対策本部の組織等
災害対策本部の事務分掌

部名	部長及び副本部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉部	部長 副本部長 こども政策監 副本部長 健康福祉部副本部長	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第7節 災害対策本部の組織等
災害対策本部の事務分掌

部名	部長及び副本部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉部	部長 <u>副本部長</u> <u>高齢社会対策監</u> 副本部長 こども政策監 副本部長 健康福祉部副本部長 <u>副本部長</u> <u>医療専門官</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

役職もれ（健康福祉部）

(節追加)

第9節 複合災害時の対応

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。
原子力発電所事故の対応グループは、文化環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副本部長をグループ員とする。

複合災害となった東日本大震災を踏まえ追記（危機管理防災課）

災害対策本部

本部長：知事

第9節～第11節（略）

第2章 動員計画

第2節 災害警戒本部・支部の要員

配 備	府民生活部
1号配備	危機管理・防災課 <u>3</u> 消防安全課 <u>3</u>
2号配備	危機管理・防災課 <u>5</u> 消防安全課 <u>5</u>

第3章 通信情報連絡活動計画

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

第3 責務

1（略）

2 府

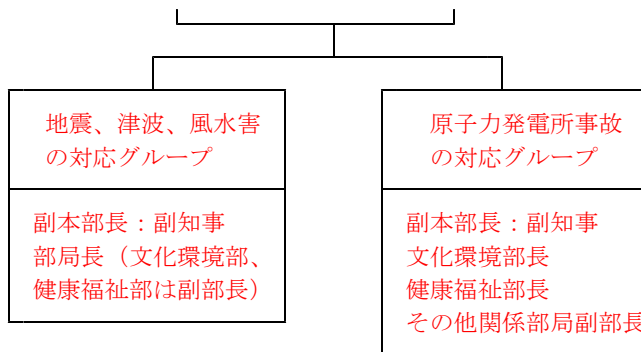
(1) 情報の収集

ア（略）

イ 現地調査班の派遣

本部及び支部等においては、市町村から応援を求められたときは、すみやかに職員を応援又は派遣して調査するものとする。

ウ（略）



第10節～第12節（略）

第2章 動員計画

第2節 災害警戒本部・支部の要員

配 備	府民生活部
1号配備	危機管理・防災課 <u>6</u> 消防安全課 <u>6</u>
2号配備	危機管理・防災課 <u>10</u> 消防安全課 <u>10</u>

第3章 通信情報連絡活動計画

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

第3 責務

1（略）

2 府

(1) 情報の収集

ア（略）

イ 現地調査班の派遣

本部及び支部等においては、市町村から応援を求められたときは、すみやかに職員を応援又は派遣して調査するものとする。

また、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、職員を派遣して被害情報等を把握する。

ウ（略）

節番号繰下げ

実態に即した内容に修正（危機管理防災課）

府職員派遣による被害情報把握を追記（危機管理防災課）

	3 (略)	3 (略)	
254	<表>防災関係機関と災害対策本部各部の分担 表中 <u>水資源開発公団</u> (関西支社)	<表>防災関係機関と災害対策本部各部の分担 表中 <u>(独)水資源機構</u> (関西支社)	組織名変更 (水資源機構)
	第4章 災害広報広聴計画 第2節 計画の内容 第4 府民への広報要領	第4章 災害広報広聴計画 第2節 計画の内容 第4 府民への広報要領	
259	1, 2 (略) 3 広報紙、 <u>ビラ</u> 、ポスター、 <u>インターネット等</u> を利用すること。	1, 2 (略) 3 広報紙、 <u>チラシ</u> 、ポスター <u>及びホームページ等の情報通信環境</u> を利用すること。	わかりやすい語句への修正 (知事室長G)
	第5章 災害救助法の適用計画 第1節 災害救助法の適用基準 第1 災害救助法の適用基準	第5章 災害救助法の適用計画 第1節 災害救助法の適用基準 第1 災害救助法の適用基準	
261	<表>市町村人口と滅失世帯数 (表 略) 注 人口は <u>平成17年10月1日</u> 国勢調査による。	<表>市町村人口と滅失世帯数 (表 <u>H22年国勢調査人口による表に差替え</u>) 注 人口は <u>平成22年10月1日</u> 国勢調査による。	時点修正 (健康福祉部)
264	第4節 応急救助の実態 災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町村長に通知することにより、市町村長が救助を実施する。(後略) 1～4 (略) <u>5 生業に必要な資金、器具又は資料の給与若しくは貸与</u> <u>6～11</u> (略)	第4節 応急救助の実態 災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町村長に通知することにより、市町村長が救助を実施する。(後略) 1～4 (略) 5 (削除) <u>5～10</u> (略)	現在運用されていないため番号繰上げ (健康福祉部)
265	第6章 消防活動計画 第2節 計画の内容 第1～第5 (略) (項目追加)	第6章 消防活動計画 第2節 計画の内容 第1～第5 (略) <u>第6 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u> <u>また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。</u>	防災基本計画の見直し (H23.12.27) を反映 (危機管理・防災課)
	第7章 水防計画 第2節 計画の内容 第4 水防活動 1 水防体制 (1) 府庁における水防体制	第7章 水防計画 第2節 計画の内容 第4 水防活動 1 水防体制 (1) 府庁における水防体制	

269 ア 気象業務法第14条の2第1項の規定により、大雨及び洪水の注意報、気象業務法第15条の規定による高潮及び洪水の警報、水防法第10条第2項の規定により洪水予報又は水防法第16条第2項の規定により水防警報の通知を受けたときは、必要に応じて建設交通部河川課及び砂防課は水防体制に移り、予警報が解除されるまでの間、情報連絡等の事務を処理する。

イ～ウ（略）

270 (2) 土木事務所の水防体制

府庁における水防体制が取られる気象予警報、洪水予報及び水防警報の通知を受けたとき、又はこれらの通知がなくても、気象、水位及び雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、土木事務所を水防体制に移し、必要に応じて所轄区域内の水防管理者及び砂防課あるいは災害対策本部河川・砂防班に連絡し、職員を現地に派遣して水防の指導等にあたらせるものとする。

(3) 広域振興局の水防体制

府庁における水防体制が取られる気象予警報、洪水予報及び水防警報の通知を受けたとき、またはこれらの通知がなくても、水防担当区域内の気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導にあたらせるものとする。

(4) (略)

(5) 水防管理団体の水防体制

ア (略)

イ 出水時の監視

(略)

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。

ウ～キ（略）

271 2 水防管理団体の出動について

(1) (略)

(2) 出動

水防管理者は、次の場合直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者にあらかじめ定められた計画に従い、出動させ警戒にあたらせる。

(3) (略)

ア 気象業務法第14条の2第1項の規定による大雨、洪水及び津波の注意報、大雨、洪水、高潮及び津波の警報、水防法第10条第2項の規定による洪水予報又は水防法第16条第2項の規定による水防警報の通知を受けたとき、及び水防法第11条第1項の規定による洪水予報、又は水防法第16条第1項の規定による水防警報をしたときは、必要に応じて建設交通部河川課及び砂防課は水防体制に移り、予警報が解除されるまでの間、情報連絡等の事務を処理する。

イ～ウ（略）

(2) 土木事務所の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報、洪水予報及び水防警報の通知を受けたとき、又はこれらの通知がなくても、気象、水位及び雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、土木事務所を水防体制に移し、必要に応じて所轄区域内の水防管理者及び河川課・砂防課あるいは災害対策本部河川・砂防班に連絡し、職員を現地に派遣して水防の指導等にあたらせるものとする。

(3) 広域振興局の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報、洪水予報及び水防警報の通知を受けたとき、またはこれらの通知がなくても、水防担当区域内の気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導にあたらせるものとする。

(4) (略)

(5) 水防管理団体の水防体制

ア (略)

イ 出水時の監視

(略)

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。

ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮するものとする。

ウ～キ（略）

2 水防管理団体の出動について

(1) (略)

(2) 出動

水防管理者は、次の場合直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者にあらかじめ定められた計画に従い、出動させ警戒にあたらせる。

ただし、水防団員等の出動の指示に当たっては、安全に十分配慮して行うものとする。

(3) (略)

気象業務法の改正に伴い津波注意報・警報が水防用注意報・警報にも位置づけられたことによる修正等(建設交通部)

語句修正（建設交通部）

担当課もれ（建設交通部）

語句修正（建設交通部）

東日本大震災の状況を反映（建設交通部）

東日本大震災の状況を反映（建設交通部）

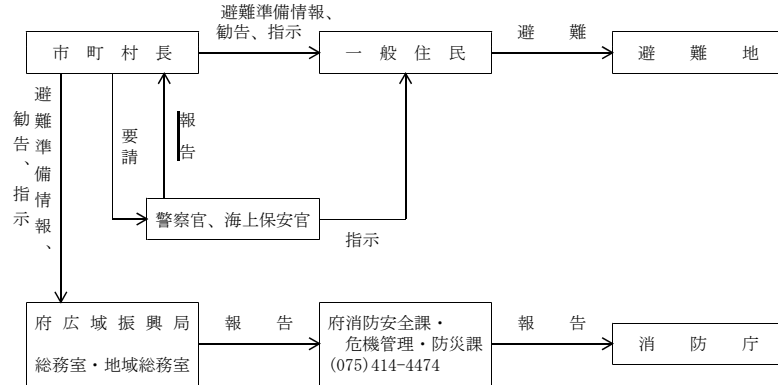
3～5（略）

第8章 避難に関する計画

第1節 避難勧告等

第2 避難勧告等 （略）

274 避難準備情報、避難勧告、避難指示の連絡系統



275 第2節 避難の周知徹底

第1 避難の勧告等の伝達方法

- 1（略）
- 2 住民への周知徹底は、広報無線、消防無線、拡声装置等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。
- 3（略）

276 第5節 避難所の開設等

第1 避難所の開設

市町村長は災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。

なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所を選定する。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

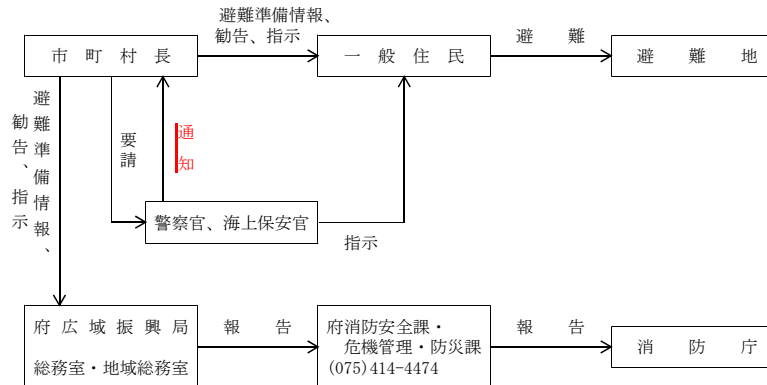
3～5（略）

第8章 避難に関する計画

第1節 避難勧告等

第2 避難勧告等 （略）

避難準備情報、避難勧告、避難指示の連絡系統



第2節 避難の周知徹底

第1 避難の勧告等の伝達方法

- 1（略）
- 2 住民への周知徹底は、広報無線、消防無線、拡声装置、携帯電話、メール等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。
- 3（略）

第5節 避難所の開設等

第1 避難所の開設

市町村長は災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。

なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所を選定する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に配慮し

災害対策基本法上の文言に修正（府警察本部）

携帯電話の普及等による増加手段を追記（危機管理防災課）

第2の3で詳細記載（府民生活部・危機管理防災課）
防災基本計画の見直し（H23.

第2～第3 (略)

第6節 避難者健康対策

第5 精神保健対策の実施

- 2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策
(1)～(2) (略)
(項目追加)

て、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

また、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第2 避難所の運営管理

1 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。

2 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

3 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

4 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第3～第4 (略)

第6節 避難者健康対策

第5 精神保健対策の実施

- 2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策
(1)～(2) (略)
(3) 心のケアチームの派遣

災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ心のケアチーム（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対

12.27) を反映（府民生活部・危機管理防災課）

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（府民生活部・危機管理防災課）

番号繰下げ

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映，東日本大震災において派遣を行ったため（健康福祉部）

する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

(節追加)

第7節 広域避難収容

府、市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請する。

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（危機管理・防災課）

(節追加)

第8節 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（危機管理・防災課）

新設

(章追加)

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府及び市町村等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

<新規>観光客保護・帰宅困難者に対応するため（危機管理防災課）

(大規模地震発生時の例)

	発災	1 h	2 4 h	7 2 h
想定される外出者の行動		○ ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留 ○ 安全な場所を求めて移動 ○ 被害状況の確認・家族の安否確認 ○ 徒歩帰宅の準備（情報の入手、飲料水等の調達）	○ 帰 宅	

必要とされる対策

- 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ
- 滞留者を安全な場所へ誘導
 - 災害伝言ダイヤル等の運用開始
 - 災害時帰宅支援ステーションの開設
 - 帰宅が困難な観光客・帰宅困難者の一時受入

第2節 計画の内容

第1 観光客・帰宅困難者への広報

- 1 「むやみに移動を開始しない」ことの広報
- 2 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

第2 交通情報の提供・一時収容施設等の提供

1 駅での情報提供

- (1) 駅構内・駅前の滞留者に対し避難施設等の情報を提供する。
- (2) 災害用伝言ダイヤル171や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
- (3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

2 帰宅支援拠点等の提供

- (1) 帰宅支援拠点は、市町村と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。
- (2) 帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。

第3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

1 水道水・トイレ等の提供

2 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第4 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

府内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時収容を要請する。

第5 各機関、団体の役割

機関名	内容
府	○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページや京都府危機管理webを通じて、府民に提供する。

	○緊急速報エリアメールによる注意喚起 ○避難誘導・交通規制
市 町 村	○駅周辺の一時収容施設等の情報提供 ○避難施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携
関西広域連合 ・隣接府県	○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供
近畿運輸局	○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の速やかな認可
鉄道事業者	○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線情報の提供 ○バスによる代替輸送手段の確保
西日本電信電話 株式会社	○災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ○特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ 等放送報道機関	○観光客保護・帰宅困難者向けの情報の提供（府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況）

第9章 食料供給計画

府健康福祉部
府農林水産部
近畿農政局食糧部

第3節 給食に必要な米穀の確保

第1 災害の発生が予想される場合の事前措置

1 (略)

2 近畿農政局食糧部長は、府内の米穀販売事業者の手持状況を把握するとともに、政府米保管倉庫の出庫体制を整えておくものとする。

3 市町村長は、広域振興局長及び卸売業者（支店等）等と密接な連を取り、精米及び米穀以外の食糧の確保に努める。

第2 災害時における米穀の調達

1 (略)

2 知事は、1の要請を受けた場合、近畿農政局長に対して「米穀の買入・販売等に関する基本要領（総合食料局長通知）に基づく要請を行

第10章 食料供給計画

府健康福祉部
府農林水産部
近畿農政局生産部

第3節 給食に必要な米穀の確保

第1 災害の発生が予想される場合の事前措置

1 (略)

~~2 (削除)~~

2 市町村長は、卸売業者（支店等）及び広域振興局長等と密接な連を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

第2 災害時における米穀の調達

1 (略)

2 知事は、1の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省生産局長（以

章番号繰下げ

農林水産省組織再編による
(農林水産部)

政府所有米穀の販売業務等民間委託(H22.10)により削除
「米穀の買入販売基本要領」
改正(H22.10.1)に伴う修正
(農林水産部・近畿農政局)
供給順位及び要請根拠等の明確化
(農林水産部・近畿農政

うものとする。

3 近畿農政局長は、府内の米穀販売事業者の精米手持状況等を参酌の上、米穀販売事業者に対し知事又は知事の指定する者への売渡しを要請するほか、知事と協議の上、必要に応じ政府米を直接知事又は知事の指定する者に売り渡すものとする。

4 市町村長は、政府米の売渡しを受けた場合には、とう精機所有者（米穀販売事業者等）にとう精を依頼するものとする。

第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

1 (略)

2 知事は、「米穀の買入・販売等に関する基本要領」（総合食料局長通知）及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書」（近畿農政局・知事間協定）の定めるところにより政府米の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対してその引取りを指示するものとする。

なお、被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市町村長は、前記要領等に基づき、近畿農政局長若しくは当該地区を管轄する地域課長又は政府米保管倉庫責任者に対して文書で要請を行うことにより、政府米の引渡しを受けることができる。この場合、市町村長は、引渡しを受けた米穀の日別及び倉庫別の種類、類別、等別及び数量を知事に報告しなければならない。

282 第5節 要請・連絡系統

米穀、その他食料の要請、調達、あつ旋等の連絡系統は、第2編第19章第3節に示すとおりである。

283 第7節 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準

第1 対象

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため、炊事のできない者及び一時縁故地等へ避難する必要がある者。

第2 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内。

第3 給与期間

下「生産局長」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。

知事からの要請を受けた生産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。

知事又は知事の指定する者は生産局長からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

~~⇒~~ (削除)

~~⇒~~ (削除)

第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

1 (略)

2 1の報告を受けた知事は、第2に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。

米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、生産局長に対し、政府所有米穀の供給を要請する。

3 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。
ア 生産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。

イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有米穀売買契約書」を締結する。

ウ 知事又は知事の指定する引き取り人は、生産局長から指示された受託事業者から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。

第5節 要請・連絡系統

食料の要請、調達、あつ旋等の連絡系統は、第2編第19章第3節に示すとおりである。

第7節 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準

「資料編3-18」に示すとおり。

局)

政府所有米穀の販売業務等の民間委託(H22.10)により削除（農林水産部・近畿農政局）

「米穀の買入販売基本要領」改正による（農林水産部・近畿農政局）

手続きの明確化（農林水産部・近畿農政局）

「米穀の買入販売基本要領」改正による（農林水産部）

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）

災害発生の日から7日以内。
ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合、この期間内に3日分以内を現物支給。

第8節 家畜飼料の供給
(略)

さらに政府関係機関とも協議して政府手持飼料についてもあつ旋するものとする。なお一般民間業者保有飼料については、京都府飼料商業協同組合を通じてあつ旋する。

第10章 生活必需品等供給計画

近畿経済産業局
府健康福祉部
府商工労働観光部
府総務部
府警察本部
近畿中国森林管理局

284

285

第3節 物資調達計画等

第3 物資調達方法

1～2 (略)

3 京都府は、府の地域に必要な物資の備蓄倉庫を設け、輸送及び配分が迅速に行われる体制を確立しておくものとする。

現在備蓄倉庫の設置は次のとおりである。

京都市京都倉庫 (京都市上京区西洞院通中立売下ル菊屋町)

京田辺市田辺倉庫 (京田辺市興戸)

亀岡市亀岡倉庫 (亀岡市荒塚町府亀岡総合庁舎内)

福知山市福知山倉庫 (福知山市篠尾府福知山総合庁舎内)

宮津市宮津倉庫 (宮津市宇吉原府宮津総合庁舎内)

(備蓄物資の品目、数量は省略)

4～5 (略)

第4節 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準及び配分要領

第1 対象

住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難となった者

第2 品目

1 被服及び寝具

2 日用品等

第8節 家畜飼料の供給
(略)

さらに政府関係機関とも協議して政府手持飼料についてもあつ旋するものとする。なお一般民間業者保有飼料については、社団法人京都府配
合飼料価格安定基金協会を通じて飼料メーカー等と調整する。

第11章 生活必需品等供給計画

近畿経済産業局
府府民生活部
府健康福祉部
府商工労働観光部
府総務部
府警察本部
近畿中国森林管理局

第3節 物資調達計画等

第3 物資調達方法

1～2 (略)

3 京都府は、府の地域に必要な物資の備蓄倉庫を設け、輸送及び配分が迅速に行われる体制を確立しておくものとする。

現在備蓄倉庫の設置は、第2編第19章第3節で定めるとおり

4～5 (略)

第4節 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準及び配分要領

第1 対象、品目、費用の限度、給(貸)与期間

「資料編3-18」に示すとおり

京都府飼料商業協同組合活動
休止のため(農林水産部)

章番号繰下げ

担当部局もれ(府民生活部)

重複する記述を整理(健康福
祉部)

災害救助法の適用区分につい
ては資料編に集約(健康福祉
部)

	<p><u>3 食器等</u> <u>4 光熱材料</u> <u>第3 費用の限度</u> 災害救助法施行細則に定める基準による。 <u>第4 給（貸）と期間</u> 災害発生の日から10日以内。 <u>第5 物資配分要領</u></p>		
287	<p>第11章 給水計画 第2節 計画の内容 第1 実施責任者 飲料用水等の供給は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、<u>隣接市町村</u>の協力を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は府が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努めるものとする。</p>	<p>第2 物資配分要領 第12章 給水計画 第2節 計画の内容 第1 実施責任者 飲料用水等の供給は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、<u>応援協定締結先の市町村等</u>の協力を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、<u>府が市町村相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努めるものとする。</u></p>	<p>番号繰上げ 章番号繰下げ 東日本大震災での対応を踏まえ、関係機関との連携を記述を追加（文化環境部）</p>
289	<p>第7 災害救助法による飲料水の供給基準 1 対象 <u>災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）</u> 2 費用の限度 <u>ろ水機、その他給水に必要な機械器具の借入費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費</u> 3 供給期間 <u>災害発生の日から7日以内</u></p>	<p>第7 災害救助法による飲料水の供給基準 <u>「資料編3-18」に示すとおり</u> <u>ただし、供給期間については、災害状況等によって、7日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行うものとする。</u></p>	<p>災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部） 東日本大震災での状況を踏まえ、基準以上の日数対応を追記（文化環境部）</p>
293	<p>第12章 住宅対策計画 第3節 応急仮設住宅 第1 仮設住宅の建設 一般災害については、市町村長が建設し、災害救助法を適用した（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）災害については、知事が建設する。（略） 1 対象 <u>住宅が全壊（焼）又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者</u> 2 費用の限度 <u>1戸当たり29.7㎡を基準として災害救助法施行細則に定める額以内</u></p>	<p>第13章 住宅対策計画 第3節 応急仮設住宅 第1 仮設住宅の建設 一般災害については、市町村長が建設し、災害救助法を適用した（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）災害については、知事が建設する。（略） <u>対象等の基準については「資料編3-18」に示すとおり</u></p>	<p>章番号繰下げ 災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）</p>

3 着工の期間

災害発生の日から20日以内に着工

4 供与期間

完成の日から2年以内

5 自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲

(1) 生活保護法による被保護者及び要保護者

(2) 特定の資産のない失業者

(3) 特定の資産のない寡婦及び母子世帯

(4) 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者

(5) 特定の資産のない勤労者

(6) 特定の資産のない小企業者

(7) 前各号に準ずる経済的弱者

第2～第4 (略)

(項目追加)

第4節 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）自らの資力により応急修理できない者等に対しては日常生活に欠くことのできない部分に限定して、知事が応急修理を行う。

第1 対象

住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者又は大規模な補修等を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

第2 修理部分

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分

第3 費用の限度

1戸当たりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額以内

第4 期間

災害発生の日から1箇月以内

第13章 医療助産計画

第3節 計画の方法及び内容

第9 災害救助法による医療基準

第2～第4 (略)

第5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第4節 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）自らの資力により応急修理できない者等に対しては日常生活に欠くことのできない部分に限定して、知事が応急修理を行う

対象等の基準については「資料編3-18」に示すとおり

第14章 医療助産計画

第3節 計画の方法及び内容

第9 災害救助法による医療基準

防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（府民生活部）

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）

章番号繰下げ

294

297

1 対象

災害のため医療の途を失った者とする。

2 医療範囲

(1) 診察

(2) 薬剤の投与又は治療材料の支給

(3) 処置、手術、その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

3 費用の限度

(1) 救護班：使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕費等の実費

(2) 病院・診療所：社会保険の診療報酬の額以内

(3) 施術者

ア あんま・マッサージ指圧師：社会保険診療報酬に準ずる額以内

イ はり師、きゅう師及び柔道整復師：協定料金の額以内

4 期間

災害発生の日から14日以内とする。

第10 災害救助法による助産基準

1 対象

災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者とする。

2 助産範囲

(1) 分べん介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

3 費用の限度

(1) 救護班：使用した衛生材料の実費

(2) 病院・診療所：使用した衛生材料の実費及び処置費

(3) 助産師：慣行料金の8割以内

4 期間

分べんした日から7日以内とする。

298

<図>市町村から府を通じて国立病院等に応援要請する場合の連絡系統

- 図中 舞鶴市民病院
- 福知山市民病院
- 国保瑞穂病院
- 精華町国保病院
- 国保新大江病院
- 京都大学付属病院

「資料編3-18」に示すとおり

第10 災害救助法による助産基準

「資料編3-18」に示すとおり

<図>市町村から府を通じて国立病院等に応援要請する場合の連絡系統

- 図中 市立舞鶴市民病院
- 市立福知山市民病院
- 国保京丹波町病院
- 精華町国民健康保険病院
- 国民健康保険新大江病院
- 京都大学附属病院

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）

正式名称に修正（健康福祉部）

299	<p><図>空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 図中 美保航空基地又は<u>舞鶴海上保安本部</u></p>	<p><図>空輸のための応援要請をする場合の連絡系統 図中 美保空港基地又は<u>舞鶴海上保安部</u></p>	<p>語句修正（第八管区海上保安本部）</p>
	<p>第14章 保健衛生、貿易及び遺体処理等活動計画 第1節 防疫及び保健衛生計画 第5 家畜伝染病の予防</p>	<p>第15章 保健衛生、貿易及び遺体処理等活動計画 第1節 防疫及び保健衛生計画 第5 家畜伝染病の予防</p>	<p>章番号繰下げ</p>
301	<p>災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所（4か所）を主体として検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、<u>中央家畜保健衛生所</u>が実施する。</p>	<p>災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所（4か所）を主体として検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、<u>中丹</u>家畜保健衛生所が実施する。</p>	<p>家畜保健衛生所再編のため（農林水産部）</p>
	<p>第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画 第2 遺体の搜索 1～2（略） 3 災害救助法による基準</p>	<p>第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画 第2 遺体の搜索 1～2（略） 3 災害救助法による基準</p>	
303	<p>(1) 対象 <u>死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象とする。</u></p> <p>(2) 費用の限度及び期間 <u>舟艇その他搜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</u> <u>また、搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</u></p>	<p><u>「資料編3-18」に示すとおり</u></p>	<p>災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）</p>
303	<p>第3 遺体の処理 1（略） 2 処理の内容 (2) 遺体の一時安置 ア～イ（略） ウ 安置場所 市町村は、あらかじめ体育館、運動場、講演等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。</p>	<p>第3 遺体の処理 1（略） 2 処理の内容 (2) 遺体の一時安置 ア～イ（略） ウ 安置場所 市町村は、あらかじめ体育館、運動場、講演等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。</p>	
	<p><u>なお場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。</u> <u>また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。</u></p>		<p>東日本大震災時の教訓による（府警察本部）</p>
303 ～304	<p>3 災害救助法による基準 (1) 対象 <u>災害の際に死亡した者とする。</u> (2) 処理内容</p>	<p>3 災害救助法による基準 <u>「資料編3-18」に示すとおり</u></p>	<p>災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）</p>

304	<p><u>ア 遺体の洗淨、縫合、消毒等の処理</u> <u>イ 遺体の一時保存</u> <u>ウ 検案</u> <u>(3) 費用の限度及び期間</u> <u>ア (2)のアについては、災害救助法施行細則で定める額以内とする。</u> <u>イ 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は1体当り災害救助法施行細則で定める額以内とする。</u> <u>ウ 検案は原則として救護班が行うが、救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内とする。</u> <u>エ 処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</u></p> <p>第4 遺体の埋火葬 1～3 (略) 4 災害救助法による基準 (1) 対象 <u>災害により死亡した者とする。</u> (2) 埋葬の範囲 <u>ア 棺 (付属品を含む。)</u> <u>イ 埋葬又は火葬 (人夫賃を含む。)</u> <u>ウ 骨つぼ及び骨箱</u> (3) 費用の限度と期間 <u>埋葬に要する費用の限度は、救助法施行細則で定める額以内とする。またその期間は、災害発生の日から10日以内とする。</u></p>
306	<p>第15章 被災者救出計画</p> <p style="text-align: center;"> { 府健康福祉部 府警察本部 第八管区海上保安本部 日本赤十字社京都支部 } </p> <p>第1節 計画の方針 被災者の救出は緊急を要し、かつ特殊技術、器具等を必要とする場合もあり、市町村独自の機能のみで十分な作業を期待できないことあるため、<u>関係機関、団体と緊密な連絡をとり、迅速に救出活動を実施する対策について定める。</u></p>

<p>第4 遺体の埋火葬 1～3 (略) 4 災害救助法による基準 <u>「資料編3-18」に示すとおり</u></p>	<p>災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）</p>
<p>第16章 救出救護計画</p> <p style="text-align: center;"> { 府府民生活部 府健康福祉部 府警察本部 第八管区海上保安本部 日本赤十字社京都支部 陸上自衛隊第3師団 陸上自衛隊第7普通科連隊 陸上自衛隊第4施設団 海上自衛隊舞鶴地方総監部 } </p> <p>第1節 計画の基本方針 <u>災害発生後、被災者の生命・身体を守るため、府及び市町村をはじめ、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関が、緊密な連携のもと、迅速・的確に救出救護活動を行うための計画について定める。</u></p>	<p>救助・救急・医療を表す記述に変更（府警察本部）、章番号繰下げ</p> <p>関係機関の明記等（府警察本部）</p>

第2節 計画の内容

第1 被災者の救出は次の状態にある者に対して行う。

なお、救出は災害にかかった原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

- 1 災害のため、おおむね次のような生命身体が危険な状態にある者
 - (1) 火災時に火中にとり残された場合
 - (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
 - (3) 流失家屋及び孤立地点にとり残された場合
 - (4) 山津波あるいはなだれにより生理めになった場合
 - (5) 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合
 - (6) 列(電)車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客、被災者等の救出が必要な場合
- 2 (略)

第2 救出の方法

救出は災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、救助技術、救出要員の全機能を発揮してその活動を実施する。さらに、救出を要する状態を発見した場合は、直ちに他の関係機関と連絡を密にし、すみやかに救出作業を行うものとする。

(項目追加)

第2節 計画の内容

第1 救出救護の対象

- 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- 2 (略)

第2 救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第3 活動拠点の確保

- 1 府及び被災した市町村は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。
- 2 国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等関係機関の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの支援を行うものとする。

第4 資機材等の調達等

- 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 2 府及び被災した市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための資機材を確保するものとする。

第5 活動の調整

- 1 府及び市町村の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行うものとする。
- 2 関係機関は、府及び市町村の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

対象の明確化、救出救護の対象は多岐にわたるため限定的な記述を削除(府警察本部)

東日本大震災の教訓を踏まえた記述(府警察本部)
・関係機関の緊密な連携を明記
・活動拠点の確保、資機材の調達等を追加

306
～307

第3 災害救助法による救出の基準

1 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費

2 救出の期限

災害発生の日から3日以内

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

災害のため、生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救出、保護するための計画を定めるものとする。

第1 救出の方法

救出活動は、消防機関が主体となり、救出班を編成し、救出に必要な車両、舟艇その他の器材を整備しておく。

第2 関係機関への要請

消防機関のみでは救出困難な場合、府・警察・隣接市町村等に協力を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣要請も考慮しておく。

第16章 障害物除去計画

第2節 計画の内容

第1 住宅関係障害物除去

1 (略)

2 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 対象者の選定基準

障害物除去対象者の選定は市町村で行う。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費、人夫費等とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

なお、この額については、「資料編3-18救助の方法、程度、期間等早見表」に示す。

308

第6 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第7 災害救助法による救出の基準

「資料編3-18」に示すとおり

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

災害のため、生命・身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、若しくは生死が不明の状態にある者に対する救出救護のための計画を策定する。

1 救出救護の方法

2 活動拠点の確保

3 資機材等の調達等

4 活動の調整

5 惨事ストレス対策

第17章 障害物除去計画

第2節 計画の内容

第1 住宅関係障害物除去

1 (略)

2 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

「資料編3-18」に示すとおり

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）

表記内容の整理（府警察本部）

府地域防災計画と同様に定める必要があるため（府警察本部）

章番号繰下げ

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）

	<p>(4) 実施期間 <u>災害発生の日から10日以内に完了するものとし、市町村長はその結果を府へ報告する。</u></p> <p>(項目追加)</p>		
309	<p><u>第17章</u> (略)</p>	<p><u>第4 道路障害物除去</u> <u>避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。</u></p>	<p>東日本大震災を踏まえ、道路啓開を追加 (建設交通部)</p>
310	<p><u>第18章 文教応急対策計画</u> 第1節 計画の方針 第2 実施責任者 1 (略) 2 <u>市町村(組合)立学校</u>については市町村長又は組合管理者(委任を受けている場合は<u>市町村(組合)教育長</u>) 3～4 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達 第1 発災情報の把握 災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。 第2 被害情報の収集・伝達 (略) 災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。</p>	<p><u>第18章</u> (略)</p> <p><u>第19章 文教応急対策計画</u> 第1節 計画の方針 第2 実施責任者 1 (略) 2 <u>市町(組合)立学校</u>については市町村長又は組合管理者(委任を受けている場合は<u>市町(組合)教育長</u>) 3～4 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達 第1 発災情報の把握 災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、<u>インターネット</u>等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。 第2 被害情報の収集・伝達 (略) 災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や<u>電子メール</u>等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、<u>インターネット</u>等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。</p>	<p>章番号繰下げ</p> <p>市町村(組合)の表記内容整理(教育庁)</p> <p>情報収集手段の追記(教育庁)</p> <p>情報収集伝達手段の追記(教育庁)</p>
311 ～312	<p>第5節 教育に関する応急措置 第5 学用品の調達及び配分 1 災害救助法が適用された場合 (1) 教科書 <u>ア 健康福祉部救助班(健康福祉総務課)において計画を樹立する。</u> <u>イ 教育部は健康福祉部救助班の依頼に基づき、市町村立学校以外の公立学校(国立大学法人及び独立行政法人が設置する学校を含む。以下同じ。)及び私立学校の補給必要冊数をまとめ、健康福祉部救助班に報告するとともに、京都府教科図書販売株式会社に補給を依</u></p>	<p>第5節 教育に関する応急措置 第5 学用品の調達及び配分 1 災害救助法が適用された場合 (1) 教科書 ア (削除) <u>ア 教育部は市町(組合)立学校以外の公立学校(国立大学法人及び独立行政法人が設置する学校を含む。以下同じ。)及び私立学校の補給必要冊数をまとめ、京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給、配分を実施する。</u></p>	<p>実態に合わせて修正(教育庁調整済)(健康福祉部) 市町村(組合)の表記内容整理(教育庁)</p>

頼し、教科書を補給、配分を実施する。

ウ 市町村立学校については、市町村長が直接調査、調達、配分を実施する。

(2) 文房具及び通学用品

ア 健康福祉部救助班（健康福祉総務課）において計画を樹立する。

イ 教育部は健康福祉部救助班の依頼に基づき、市町村立学校以外の公立学校の補給必要品数をまとめ、健康福祉部救助班に報告するとともに、直接調達、配分を実施する。

ウ 文化環境部文教班は健康福祉部救助班の依頼に基づき、私立学校の補給必要品数をまとめ、健康福祉部救助班に報告するとともに、直接調達、配分を実施する。

エ 市町村立学校については、市町村長が直接調査、調達、配分を実施する。

オ（略）

(3) 学用品の給与基準

ア 対象

住家が全壊（焼）、流失、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）

イ 学用品の品目及び費用の限度

(ア) 教科書（教材を含む。）……実費

(イ) 文房具……災害救助法施行細則に定める限度額以内

(ウ) 通学用品……文房具と同じ

ウ 期間

(ア) 教科書……災害発生の日から1箇月以内

(イ) 文房具及び通学用品……災害発生の日から15日以内

2 災害救助法が適用されない場合

(1) 教科書

ア 市町村教育委員会は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

イ（略）

(2)（略）

第6 学校給食の対策

学校給食物資の確保及び応急給食の実施については、京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

第8 教職員の補充確保

教職員の被災に伴う補充措置について、与えられた権限内において市

イ 市町（組合）立学校については、市町村長が直接調査、調達、配分を実施する。

(2) 文房具及び通学用品

ア（削除）

ア 教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。

イ 文化環境部文教班は私立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。

ウ 市町（組合）立学校については、市町村長が直接調査、調達、配分を実施する。

エ（略）

(3) 学用品の給与基準

「資料編3-18」に示すとおり

2 災害救助法が適用されない場合

(1) 教科書

ア 市町（組合）教育委員会は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

イ（略）

(2)（略）

第6 学校給食の対策

学校給食物資の確保及び応急給食の実施については、財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

第8 教職員の補充確保

教職員の被災に伴う補充措置について、与えられた権限内において市

市町村（組合）の表記内容整理（教育庁）

実態に合わせて修正（教育庁調整済）（健康福祉部）
市町村（組合）の表記内容整理（教育庁）

市町村（組合）の表記内容整理（教育庁）

災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）

市町村（組合）の表記内容整理（教育庁）

正式名称に修正（教育庁）

市町村（組合）の表記内容整理

	町村教育委員会が措置し、必要な場合には府教育委員会に派遣を要請する。	<u>町（組合）教育委員会</u> が措置し、必要な場合には府教育委員会に派遣を要請する。	理（教育庁）
313	第8節 府立学校の防災体制 第3 <u>郡部</u> 府立学校については災害対策支部に所属する。	第8節 府立学校の防災体制 第3 <u>京都市以外</u> 府立学校については災害対策支部に所属する。	表記内容の整理（教育庁）
	第19章 輸送計画	第20章 輸送計画	章番号繰下げ
316	第5節 緊急通行車両の取扱い 第2 確認に関する手続 1 (略) 2 確認証明書の交付 (1) (略) (2) 災害対策基本法施行規則 <u>別記様式第2</u> の標章（別記第3号様式）に所定の事項を記入の上、申請者に交付する。 (3) 災害対策基本法施行規則 <u>別記様式第3</u> の緊急通行車両確認証明書（別記第4号様式）に各所属別の確認番号を付し、所定の事項を記載の上、申請者に交付する。 3 (略)	第5節 緊急通行車両の取扱い 第2 確認に関する手続 1 (略) 2 確認証明書の交付 (1) (略) (2) 災害対策基本法施行規則 <u>別記様式第3</u> の標章（別記第3号様式）に所定の事項を記入の上、申請者に交付する。 (3) 災害対策基本法施行規則 <u>別記様式第4</u> の緊急通行車両確認証明書（別記第4号様式）に各所属別の確認番号を付し、所定の事項を記載の上、申請者に交付する。 3 (略)	誤記修正（府警察本部） 誤記修正（府警察本部）
317	第6節 災害救助法による輸送基準 第1 対象 被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、死体の搜索、死体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送に関する経費 第2 費用の限度 当該地域における通常の実費 第3 期間 当該救助の実施が認められる期間以内	第6節 災害救助法による輸送基 <u>「資料編3-18」に示すとおり</u>	災害救助法の適用区分については資料編に集約（健康福祉部）
319	<様式>別記第1号様式（緊急通行車両等確認申請書） （様式 略）	<様式>別記第1号様式（緊急通行車両等確認申請書） （様式 <u>最新様式に差替え</u> ）	様式変更（府警察本部）
320	<様式>別記第2号様式（緊急通行車両等確認申請受理簿） （様式 略）	<様式>別記第2号様式（緊急通行車両等確認申請受理簿） （様式 <u>最新様式に差替え</u> ）	様式変更（府警察本部）
323	<様式>別記第5号様式（緊急通行車両等事前届出書） （様式 略）	<様式>別記第1号様式（緊急通行車両等事前届出書） （様式 <u>最新様式に差替え</u> ）	様式変更（府警察本部）
	第20章 交通規制に関する計画	第21章 交通規制に関する計画	章番号繰下げ
324	第2節 交通規制対策	第2節 交通規制対策	

～325 第1 関係機関の対策
 1 警察本部の対策
 (1)～(6) (略)
 (7) 警察本部長は、知事の支援要請があった場合は、府警備業協会の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。
 2～4 (略)
 5 阪神高速道路株式会社
 災害、異常気象等により高速道路等の通行が危険と認められる場合は、京都事業部長はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「阪神高速道路の規制要領」に示す。
 6 京都府道路公社
 災害・異常気象等により京都縦貫自動車道綾部宮津道路の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「京都府道路公社綾部宮津道路防災業務要領」に示す。

326 第3節 標示及び航路標識の設置
 第1 府警察本部の対策
 1 法施行令第32条第1項に規定する「緊急通行車両以外の車両通行止」は、原則として、法施行規則第5条第1項に規定する標示を設置し行う。

327 第4節 交通情報の収集及び提供
 第2 府建設交通部の対策
 (略)
 なお、道路・交通の災害情報等の伝達系統を「道路・交通の災害情報等の伝達系統」に示す。

327 第3 第八管区海上保安本部の対策
 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、航行警報を放送するとともに必要に応じて水路警報により周知する。

328 <表>西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準

道路名	規制内容	規制基準	
		地震	降雨

第1 関係機関の対策
 1 警察本部の対策
 (1)～(6) (略)
 (7) 警察本部長は、知事の支援要請があった場合は、社団法人京都府警備業協会の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。
 2～4 (略)
 5 阪神高速道路株式会社
 災害、異常気象等により高速道路等の通行が危険と認められる場合は、京都管理所長はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「阪神高速道路の交通規制基準」に示す。
 6 京都府道路公社
 災害・異常気象等により京都縦貫自動車道等の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「京都縦貫道 鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領」に示す。

第3節 標示及び航路標識の設置
 第1 府警察本部の対策
 1 災害対策基本法施行令第32条第1項に規定する「緊急通行車両以外の車両通行止」は、原則として、災害対策基本法施行規則第5条第1項に規定する標示を設置して行う。

第4節 交通情報の収集及び提供
 第2 府建設交通部の対策
 (略)
 なお、道路・交通の災害情報等の伝達系統を「道路・交通の災害情報等の伝達系統」に示す。ただし、各種災害協定等において個別に定めのあるときは、その定めによる。

第3 第八管区海上保安本部の対策
 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、航行警報を放送するとともに必要に応じて安全通報により周知する。

<表>西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準

道路名	規制内容	規制基準	
		地震	降雨

文言修正

組織名変更，表名変更（阪神高速道路）

宮津与謝道路も含むため（京都府道路公社）
 H23.10月要領改正のため（京都府道路公社）

文言修正

各種協定、覚書等によって伝達系統を強化する際の位置づけを明記（建設交通部）

海上保安庁防災業務計画との整合（第八管区海上保安本部）

舞鶴若狭自動車道			
三田～綾部	(略)	(略)	(略)
綾部～小浜西	(略)	(略)	(略)

舞鶴若狭自動車道			
三田～綾部	(略)	(略)	(略)
綾部～小浜西	(略)	(略)	(略)
小浜西～小浜	通行規制(50K)	計測震度4.0以上4.5未満	●連続雨量 70mm以上
	通行止	計測震度4.5以上	●連続雨量110mm以上

時点修正 (建設交通部)

329 <表>阪神高速道路の規制要領

京都線

規制内容	通行規制基準	
	地震	降雨
通行規制	計測震度5弱の場合、減速指示	基準なし
通行止	計測震度5強以上	警察との協議

<表>阪神高速道路の交通規制基準

京都線

発生事案	規制基準値	規制の内容	広報
強風	風速15m/s以上	注意表示	道路情報ラジオ放送 道路情報板の掲示 日本道路交通情報センター からのラジオ放送
	風速25m/s以上	通行禁止	
大雨	—	注意表示・その他必要な交通規制	同上
火災	—	状況により現場付近の交通規制 又は通行禁止	同上
濃霧	視程300m以下	注意徐行表示	同上
	視程 50m以下	通行禁止	
地震	震度4	注意表示	同上
	震度5弱	減速表示・入路閉鎖	
	震度5強以上	通行禁止	

基準表(名称含む)の変更(阪神高速道路)

330 <表>京都府道路公社 綾部宮津道路 防災業務要領
交通規制基準

区分	通行規制	通行止め
綾部宮津道路	(略)	(略)
宮津天橋立IC～綾部ICT		

<表>京都縦貫自動車道 鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領
交通規制基準

区分	通行規制	通行止め
京都縦貫自動車道 宮津天橋立IC～京丹波わちIC	(略)	(略)
鳥取豊岡宮津自動車道 宮津天橋立IC～与謝天橋立IC		

H23. 10月要領改正のため(京都府道路公社)

注1 () 雨量は組合せ降雨量 (連続雨量と時間雨量)

2 連続降雨量

- ①降り始めてから、降り終わるまでの累計降雨量とする。
- ②雨量が3時間以上とぎれずに降り続いた場合には、連続降雨量として扱う。

3 降雨量による点検、交通規制基準 (表 略)

331 <図>道路・交通の災害情報等の伝達系統
 図中 西日本高速道路株式会社

関西支社 (06-6344-8888)
 茨木管理事務所 (0726-22-4887)
 福知山管理事務所 (0773-27-7101)
 京都丹波道路管理事務所 (0771-25-2350)

阪神高速株式会社
 京都府道路公社綾部宮津道路管理事務所
 J R 東海関西支社総務課 (06-6302-7691)

図欄外 (追加)

注1 () 雨量は組合せ降雨量 (連続雨量と時間雨量)

組み合わせ雨量の連続雨量(110mm)時間雨量(40mm)とは、連続雨量が70mmに達した後、時間雨量40mmの降雨があり、連続雨量が110mmに達した状態をいう。

2 連続降雨量

- ①降り始めてから、降り終わるまでの累計降雨量とする。
- ②雨量が3時間以上とぎれずに降り続いた場合には、連続降雨量として扱う。

なお、途中時間雨量2mm以下の状態が6時間以上継続した場合は、連続雨量しない。

3 降雨量による点検、交通規制基準 (表 略)

<図>道路・交通の災害情報等の伝達系統
 図中 西日本高速道路株式会社

○平日昼間9:00~17:30

関西支社 (06-6344-8888)
 茨木管理事務所 (0726-22-4887)
 福知山高速道路事務所 (0773-27-7101)
 京都丹波道路管理事務所 (0771-25-2350)

○平日夜間17:30~翌9:00, 休日
 吹田道路管制センター(06-6876-3917)

阪神高速道路株式会社
 京都府道路公社管理事務所
 J R 東海関西支社総務課 (06-6302-5037)

図欄外

注：災害協定等において個別に定めのあるときは、その定めによる。

連絡先窓口の明確化 (西日本高速道路)

事務所名変更 (西日本高速道路)

誤記修正 (阪神高速道路)
 名称変更 (京都府道路公社)
 電話番号修正 (JR東海)
 各種協定、覚書等によって伝達系統を強化する際の位置づけを明記 (建設交通部)

333 ~336 <表>異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準
 (番号12を追加)

道路種別 一般国道

番号	路線名	担当事務所名	規制区間		⑦ 交通量 (台/12h)	規制基準			危険内容	迂回路	道路情報板	道路モニター	前年度 通行止実績		指定年度	備考
			自至	延長 (km)		規制基準値 (mm)		気象等観測所					回数	延時間		
			至	町村字 町村字		通行注意 上段：時間雨量 下段：連続雨量	通行止 上段：時間雨量 下段：連続雨量									
12	312号	丹後	(宮津与謝道路) 宮津市宇喜多 ~宮津市宇須津	6.4		20 70	(連続110mmと組合せ)40 160	宮津天橋立IC 与謝天橋立IC	落石 土砂災害 路肩欠損	(府) 綾部大江宮津線 (国) 176号	電光式 3	12			H22	遮断装置 2箇所

(表 略)

(図 最新表に差替え)

337 <図>異常気象時通行規制区間位置図

<図>異常気象時通行規制区間位置図

時点修正 (建設交通部)

時点修正 (建設交通部)

	(図 略)	(図 最新図に差替え)	時点修正 (建設交通部)
338	<表>特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 (表 略)	<表>特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 (図 最新表に差替え)	時点修正 (建設交通部)
342	<p>第21章 災害警備計画 (府 警 察 本 部) (第八管区海上保安本部)</p> <p>第1節 警察本部警備計画</p> <p>第1 災害警備の基本方針</p> <p><u>災害対策関係機関と緊密に連絡し、警察本部及び海上保安部の組織力と装備資機材を最高度に活用し、住民の生命・身体・財産の保護、陸上・海上交通秩序の確保、犯罪の予防及び検挙等の総合活動により災害地の治安維持にあたる。</u></p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 警備体制</p> <p>(1) 災害警備本部</p> <p><u>警察本部及び各警察署は原則として注意報により災害警備本部の準備体制をとり、警報の発表と同時に災害警備本部を設置する。</u></p> <p>(2) 警備部隊の編成</p> <p><u>災害警備部隊に予想される災害の規模に応じて次のとおり編成する。</u></p> <p><u>ア 警察本部で編成する部隊</u></p> <p><u>(ア) 一般部隊</u></p> <p><u>(イ) 交通部隊</u></p> <p><u>(ウ) 特科部隊</u></p> <p><u>イ 警察署で編成する部隊</u></p> <p><u>警察本部に準じて部隊編成を行う。</u></p> <p>2 災害警備措置と活動</p> <p><u>警察本部及び各署は注意報又は警報の各段階に応じ必要な措置及び活動を行う。なお、警備活動の連絡系統を「警備計画の連絡系統」に示す。</u></p> <p>(1) 警備措置</p> <p><u>警察本部において第2編及び第3編各章に定める警備措置のほか次のとおり活動する。</u></p> <p><u>ア 被害状況の調査収集</u></p> <p><u>別に定める様式によりおおむね1時間ごとに被害状況をは握する。</u></p> <p><u>イ 治安維持の措置</u></p> <p><u>(ア) 警ら活動の強化その他による警戒取締りの強化</u></p>	<p>第22章 災害警備計画 (府 警 察 本 部)</p> <p>第1節 警察の警備計画</p> <p>第1 災害警備の基本方針</p> <p><u>災害警備活動は、国、府、市町村、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、警察の総合力を挙げて実施する。</u></p> <p>第2 災害警備活動の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 住民等の避難誘導を行う。</u> <u>2 被災者の救出救助を行う。</u> <u>3 被災地及び周辺地域における交通規制を行う。</u> <u>4 行方不明者の捜索を行う。</u> <u>5 遺体の検視、見分及びその身元確認を行う。</u> <u>6 遺族への対応を行う。</u> <u>7 被災地及び避難所等に対する警戒活動を行う。</u> <u>8 被災地等における犯罪の予防及び取締りを行う。</u> <u>9 住民等への広報を行う。</u> <u>10 その他必要な警察活動を行う。</u> 	<p>章番号繰下げ</p> <p>各警察署についても対象であるため(府警察本部) 記述内容の整理(府警察本部)</p> <p>多岐にわたる活動を表す内容へ変更(府警察本部)</p>

	<p><u>(イ) 臨時交番、検問所等の設置</u> <u>(ウ) 犯罪の早期検挙のための捜査体制の強化</u> <u>(エ) 模倣性、波及性のある犯罪の処理</u> <u>(オ) 救助物資をめぐる不正事案の取締り</u> <u>ウ 漂流物、沈没品等の処理</u> <u>エ 被拘禁者等の移監</u> 3 突発的災害の警備 (1) 警備の基本方針 <u>事案発生に際しては、すみやかに事案の実態をは握し、的確な情勢判断のもとに、初動体制を迅速に確立して、関係機関と緊密な連携を保ち適切な警備活動を実施し、被害者の救出、救護及び被害の軽減防止に努め事案発生地における秩序の維持と住民の安全を図る。この場合初動措置にあたっては、第二次災害の予防及び拡大防止に重点を指向し、生命の安全と保護を優先して行い、財産の保護その他の活動は、従たるものとして措置するものとする。</u> (2) 警備体制 <u>本計画を準用する。</u> 4 災害警備用装備資機材 <u>救命ボート、発動発電機、天幕、毛布等災害警備用装備資機材を常備する</u></p> <p>第2節 海上保安本部警備計画 第1 計画の方針 <u>災害対策関係機関と緊密な連絡のもとに、海上における犯罪の予防・取締り及び混乱の防止を図ることにより、災害地の治安維持に当たるものとする。</u></p> <p>第2 計画の内容 <u>1 巡視船艇を災害発生地域周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。</u> <u>2 巡視船艇により警戒区域（災害対策基本法第63条の警戒区域をいう。）又は、重要施設周辺海域の警戒を行う。</u> <u>3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。</u></p>		
343		(削除)	第40章社会秩序の維持に関する計画へ移動（第八管区海上保安本部）
345～	第22章～第23章 （略）	第23章～第24章 （略）	章番号繰下げ
354	第24章 鉄道施設応急対策計画 第4節 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画 第2 事故対策本部及び事故復旧本部の設置	第25章 鉄道施設応急対策計画 第4節 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画 第2 事故対策本部及び事故復旧本部の設置	章番号繰下げ

	<p>事故が発生した場合及びそのおそれがあるときは、下記の基準により、<u>事業本部</u>内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置する。 1～3（略）</p>	<p>事故が発生した場合及びそのおそれがあるときは、下記の基準により、<u>運行本部</u>内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置する。 1～3（略）</p>	<p>組織改正による名称変更（北近畿タンゴ鉄道）</p>
355	<p>第5節 近畿日本鉄道株式会社の計画 第1 災害対策基本方針 災害が発生した場合には、被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧にあたり、旅客の安全確保を図るとともに、輸送力の確保に努める。</p> <p>第2 災害応急対策 1 異例事態対策本部等の設置 災害により非常事態が発生した場合、社内の「異例事態対応規程」・「災害救助規程」により、本社に異常事態対策本部または非常支部、輸送統括部に非常支部を設置し、必要により現地に復旧本部を設置して対処する。 2～3（略）</p>	<p>第5節 近畿日本鉄道株式会社の計画 第1 災害対策基本方針 災害が発生した場合には、<u>お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。</u></p> <p>第2 災害応急対策 1 異例事態対策本部等の設置 災害により非常事態が発生した場合、社内の「異例事態対応規程」・「災害救助規程」に基づき、必要により本社に異常事態対策本部または非常支部、輸送統括部に<u>現地対策本部または</u>非常支部、現地に復旧本部を設置して対処する。 2～3（略）</p>	<p>「安全方針」「異例事態対応規程」「災害救助規程」との整合（近畿日本鉄道）</p>
359	<p><u>第25章</u>（略）</p>	<p><u>第26章</u>（略）</p>	<p>章番号繰下げ</p>
363	<p><u>第26章</u> 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第5節 上下水道施設応急対策計画 第1 水道施設 1 被害状況の収集及び伝達 水道事業者等は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。</p> <p>2 支援要請等 水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請や、府を通じて他の水道事業者等に対する広域的な支援要請を行うものとし、道路管理者、ガス・下水道</p>	<p><u>第27章</u> 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第5節 上下水道施設応急対策計画 第1 水道施設 1 被害状況の収集及び伝達 <u>府及び</u>水道事業者等は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。</p> <p>2 応急復旧 <u>水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。</u> <u>また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。</u> <u>なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。</u></p> <p>3 支援要請 水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請を行う。 <u>また、府は、水道事業者等間の連携が図れるよう調整を行うとと</u></p>	<p>章番号繰下げ</p> <p>府の役割を明確化（文化環境部）</p> <p>東日本大震災を踏まえ、対応を追記（文化環境部）</p> <p>東日本大震災を踏まえ、関係機関との連携と府の役割に関</p>

	<p><u>事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。</u></p> <p>3 災害広報 府及び水道事業者等は、<u>上水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。</u></p> <p>第2 下水道施設</p> <p>1 被害状況の収集及び伝達 災害の発生時に、<u>管渠・ポンプ場・処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。</u></p> <p>2 災害広報 <u>下水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。</u></p> <p>3 応急復旧 各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、<u>汚水・雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、またポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機構等の回復を図るべく応急措置を講じて下水処理の万全に努める。</u></p> <p>(項目追加)</p> <p>364～ <u>第27章～第28章</u> (略)</p> <p>385 <u>第29章 自衛隊災害派遣計画</u> 第4節 災害派遣部隊等の活動 第4 災害発生後の活動 1～9 (略) 10 物資の無償貸付又は譲与</p>	<p><u>もに、必要に応じて広域的な支援について要請を行う。</u></p> <p>4 災害広報 府及び水道事業者等は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>1 被害状況の収集及び伝達 <u>府及び下水道管理者は、</u>災害の発生時に、<u>管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。</u></p> <p>2 応急復旧 <u>下水道管理者は、</u>各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、<u>管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう</u>応急措置を講じ、<u>処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく</u>応急措置を講じる。 <u>なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。</u></p> <p>3 支援要請 <u>府は、広域的な被害が発生した場合、応急復旧に必要な支援要員、資機材等の提供・調達について、下水道管理者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて、他府県からの支援について要請を行う。</u></p> <p>4 災害広報 <u>府及び下水道管理者は、</u>各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、<u>下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、</u>応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。</p> <p><u>第3 工業用水道施設</u> <u>工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第1 水道施設」に準じた対策を講じるものとする。</u></p> <p><u>第28章～第29章</u> (略)</p> <p><u>第30章 自衛隊災害派遣計画</u> 第4節 災害派遣部隊等の活動 第4 災害発生後の活動 1～9 (略) 10 物資の無償貸付又は譲与</p>	<p>する記述を追加(文化環境部)</p> <p>記述の簡略化(文化環境部)</p> <p>第1 水道施設との構成の整合 語句修正(文化環境部)</p> <p>他事業者との調整に関する計画の追記(文化環境部)</p> <p>東日本大震災を踏まえ、広域的な被害にも対応するため、資機材調達等に関する計画を追記(文化環境部)</p> <p>流域下水道限定から市町村下水道管理者も含めた計画へ拡大(文化環境部)</p> <p>工業用水道に関する記述を追加(文化環境部)</p> <p>章番号繰下げ</p>
--	--	--	---

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11～12 (略)

386 第5節 災害派遣要請手続

第2 各機関の長等の知事への派遣要請の要求

1 災害派遣の対象となる事態が発生し、各機関の長等が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第3に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に派遣要請を要求する。

2 (略)

387 第4 災害派遣要請のあて先

1 知事が要請する場合 (第1の場合)

陸上自衛隊第7普通科連隊長

自衛隊緊急要請窓口

所在地 福知山市字天田堀

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回線	Fax0773 (22) 4141 (内線269)	Fax0773 (22) 4141 (内線269)

2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合 (第2の場合)

市町村長は、(1)～(3)のうちいずれかの部隊長に通知する

(1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長

所在地 福知山市字天田堀

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回線	Fax0773 (22) 4141 (内線269)	Fax0773 (22) 4141 (内線269)

(2) (略)

(3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部

電話番号

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11～12 (略)

第5節 災害派遣要請手続

第2 各機関の長等の知事への派遣要請の要求

1 災害派遣の対象となる事態が発生し、各機関の長等が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第3に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に派遣要請を要求する。

市町村長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、市町村長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

2 (略)

第4 災害派遣要請のあて先

1 知事が要請する場合 (第1の場合)

陸上自衛隊第7普通科連隊長

自衛隊緊急要請窓口

所在地 福知山市字天田 無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回線	Fax0773 (22) 4141 (内線299)	Fax0773 (22) 4141 (内線299)

2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合 (第2の場合)

市町村長は、(1)～(3)のうちいずれかの部隊長に通知する。

(1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長

所在地 福知山市字天田 無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回線	Fax0773 (22) 4141 (内線299)	Fax0773 (22) 4141 (内線299)

(2) (略)

(3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部

電話番号

省令改正による (海上自衛隊舞鶴)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による災害対策基本法の一部改正 (危機管理防災課)

内線番号変更 (陸上自衛隊7連)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による災害対策基本法の一部改正 (危機管理防災課)

内線番号変更 (陸上自衛隊7連)

	勤務時間内	勤務時間外
N T T回線	(略)	0773 (62) 2250 (内2222)

第30章 職員派遣要請計画

第2節 計画の内容

第1 職員の派遣の要請

指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の技術関係等の職員の派遣を受ける必要があるときは、毎年定期的にこれらの機関と交換する「災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料」（「資料編3-16」）を参考とし、次の事項を記載した文書をもって当該機関の長に対し職員の派遣要請を行うものとする。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- 5 1～4に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

第2 職員の派遣のあっ旋

指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県に対して職員の派遣を要請して拒否されたとき又は必要とする職員の所属機関が不明である場合は、次の事項を記載した文書をもって内閣総理大臣に職員の派遣についてあっ旋を求めるものとする。

- 1 派遣のあっ旋を求める理由
- 2 派遣のあっ旋を求める職員の職類別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 1～4に掲げるもののほか職員の派遣のあっ旋について必要な事項

	勤務時間内	勤務時間外
N T T回線	(略)	0773 (62) 2250 (内2222又は2223)

第31章 職員派遣要請計画

第2節 計画の内容

第1 国に対する応援要請

1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請（あっ旋）する理由
- (2) 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。

3 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第24条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。

消防応援に関する緊急時の特例

(1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待たないとき又は認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。

(2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必

内線番号追加（海上自衛隊舞鶴）

章番号繰下げ

震災編と記述と統一し、要請先等の不足を補完（職員長G）

要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

第2 他の都道府県に対する応援要請

1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。

なお、必要に応じて 全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。

2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」に基づき、応援主管府県の大阪府又は応援副主管府県の福井県に応援要請する。

3 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。

第3 市町村に対する応援指示等

1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3第2項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第4 広域的応援体制

1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。

2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる広域緊急援助隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。

3 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。

4 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。

第5 職員の派遣

他府県又は市町村から職員の派遣の要請又はあつ旋要求があつたとき

第3 職員の派遣

他府県又は市町村から技術職員等の派遣の要請又はあつ旋要求があつたとき

東日本大震災での職員派遣実

たときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

393 **第31章** (略)

第32章 社会福祉施設応急対策計画

第2節 計画の内容

395 第2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、防災資材等を備蓄する。

第3 避難措置等

1 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義し、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、消防等係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させるものとする。

2 通所施設にあつては、実情に応じ臨時休園とする。

第33章 京都府災害支援対策本部運用計画

第3節 災害支援対策本部体制

399 「京都府災害対策支援対策本部組織図」中

災害支援対策本部会議
本部長(知事) 副本部長(副知事)

各 部 長

監査委員事務局長 人事委員会事務局長 地方労働委員会事務局長 防 災 監

第34章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る

は、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

第32章 (略)

第33章 社会福祉施設応急対策計画

第2節 計画の内容

第2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

第3 避難措置等

1 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき地域住民、消防等関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。

2 通所施設にあつては、実情に応じ臨時休所(園)とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用に努めるものとする。

第34章 京都府災害支援対策本部運用計画

第3節 災害支援対策本部体制

「京都府災害対策支援対策本部組織図」中

災害支援対策本部会議
本部長(知事) 副本部長(副知事)

各 部 長

<u>会計管理者</u> 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 防 災 監

第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る

績を反映し、技術職員に限定しない表記に修正(職員長G)

章番号繰下げ

章番号繰下げ

実態に即した品目を追加(健康福祉部)

東日本大震災での経験を踏まえ保護者引渡しでなく保育所等に留まる方法も追記(健康福祉部)

可能な範囲で地域住民等の支援に協力することが適当(健康福祉部)

章番号繰下げ

実態に合わせて修正(危機管理防災課)

章番号繰下げ

<p>404</p>	<p>対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害時には、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても<u>生活上の支障</u>を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。（略）</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 災害発生時の要配慮者の安否確認等</p> <p>1 被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、地域の要配慮者マップに基づき<u>要配慮者の各戸</u>を訪問することにより、要配慮者の<u>状況を確認する</u>。（後略）</p> <p>第5 乳幼児等に係る対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (前略)</p> <p>要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、<u>必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。</u></p> <p><u>市町村は、状況に応じ府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。</u></p> <p>(項目追加)</p> <p>第6 外国人に係る対策</p> <p><u>1～2 (略)</u></p> <p>(項目追加)</p>	<p>対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、<u>妊婦</u>等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。（略）</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 災害発生時の要配慮者の安否確認等</p> <p>1 被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、地域の要配慮者<u>名簿</u>に基づき各戸を訪問することにより、要配慮者の<u>安否確認を行う</u>。（後略）</p> <p>第5 乳幼児等に係る対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (前略)</p> <p>要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、<u>状況に応じ府に協力を求める。</u></p> <p><u>児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。</u></p> <p>第6 妊婦に係る対策</p> <p><u>1 市町村は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。</u></p> <p><u>2 市町村は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。</u></p> <p><u>3 妊婦に健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第6節の避難者健康対策により対策を講じる。</u></p> <p><u>4 助産を実施する場合は、第3編第13章の医療助産計画により対策を講じる。</u></p> <p>第7 外国人に係る対策</p> <p><u>1 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。</u></p> <p><u>2～3 (略)</u></p> <p><u>4 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、</u></p>	<p>妊婦に配慮する必要があるため（健康福祉部）</p> <p>語句修正（健康福祉部）</p> <p>語句修正（健康福祉部）</p> <p>実施主体ごとに記述を整理（健康福祉部）</p> <p>妊婦を要配慮者に加え、必要な対策を記載（健康福祉部）</p> <p>番号繰下げ 京都府外国籍府民共生施策懇談会報告を踏まえ追記（知事室長G）</p> <p>番号繰下げ 京都府外国籍府民共生施策懇</p>
<p>405</p>	<p>第5 乳幼児等に係る対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (前略)</p> <p>要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。</p> <p>市町村は、状況に応じ府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。</p> <p>(項目追加)</p> <p>第6 外国人に係る対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(項目追加)</p>	<p>第5 乳幼児等に係る対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (前略)</p> <p>要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。</p> <p>児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。</p> <p>第6 妊婦に係る対策</p> <p>1 市町村は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。</p> <p>2 市町村は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。</p> <p>3 妊婦に健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第6節の避難者健康対策により対策を講じる。</p> <p>4 助産を実施する場合は、第3編第13章の医療助産計画により対策を講じる。</p> <p>第7 外国人に係る対策</p> <p>1 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、</p>	<p>実施主体ごとに記述を整理（健康福祉部）</p> <p>妊婦を要配慮者に加え、必要な対策を記載（健康福祉部）</p> <p>番号繰下げ 京都府外国籍府民共生施策懇談会報告を踏まえ追記（知事室長G）</p> <p>番号繰下げ 京都府外国籍府民共生施策懇</p>

406 **第35章** (略)

第36章 ボランティア受入計画

第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート

408 第1 組織

1 京都府災害ボランティアセンター

京都府災害ボランティアセンターは、災害発生後は、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう各種の支援を実施する。

2 市町村災害ボランティアセンター(以下「市町村センター」という。)被災地の市町村社会福祉協議会 2 市町村災害ボランティアセンター(以下「市町村センター」という。)被災地の市町村社会福祉協議会、ボランティア団体、行政等が協働して、住民のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として市町村センターを設置する。

409 第2 機能、事業

1～2 (略)

3 情報収集・情報提供

(1) (略)

(2) 災害ボランティアセンターは、市町村センター等からボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。

(3)～(4) (略)

4 (略)

第37章 文化財等の応急対策

410

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第36章 (略)

第37章 ボランティア受入計画

第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート

第1 組織

1 京都府災害ボランティアセンター

京都府災害ボランティアセンターは、災害発生後、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう各種の支援を実施する。

2 市町村災害ボランティアセンター(以下「市町村センター」という。)被災地の市町村社会福祉協議会、ボランティア団体、行政等が協働して、住民のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として市町村センターを設置する。

第2 機能、事業

1～2 (略)

3 情報収集・情報提供

(1) (略)

(2) 災害ボランティアセンターは、市町村センター等からボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入の調整に努める。

(3)～(4) (略)

4 (略)

第38章 文化財等の応急対策

文化財の所有者及び管理者を対象に、平常時からの防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を整備し、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行う。

また、災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

談会報告を踏まえ追記(知事室長G)

章番号繰下げ

章番号繰下げ

語句修正(健康福祉部)

語句修正(健康福祉部)

語句修正(健康福祉部)

章番号繰下げ

「文化財所有者のためのマニュアル」について追記(教育庁)

新設 (章追加)

第39章 応援受援計画

〈新規〉応援受援に対応するため（危機管理防災課）

第1節 応援計画

第1 計画の方針

他都道府県において大規模な災害が発生し、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。

なお、本計画は、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 発災時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、広域連合広域防災局（以下「広域防災局」という。）と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

2 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

その際、広域防災局からの要請があれば、京都府から被災都道府県に緊急派遣チームを派遣する。

3 応援の実施

(1) 体制の確立

広域連合に設置される「災害対策本部」又は「災害対策支援本部」において決定される当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等）等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

(2) 応援ニーズの把握と調整

先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。

(3) 応援内容

被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。

なお、人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア 救援物資の供給

イ 被災地への人的支援の実施

ウ 被災者の京都府内への受け入れ

エ 府民のボランティア活動の促進

4 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第2節 受援計画

新設 (章追加)

第1 計画の方針

京都府内で大規模な災害が発生し、京都府が応援を受ける場合に必要事項を定める。

なお、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 応援の要請

発災時において、災害の規模、被害の程度等から、国や他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、すみやかに応援要請を行うこととする。

2 受入に向け必要な業務や体制の確立

国や他の都道府県等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、次の業務や体制づくりに取り組む。

ア 救命救助・消火部隊受入

イ 重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入

ウ 救援物資受入

エ 他府県等応援要員受入

オ 広域避難

3 災害ボランティアセンターの立ち上げとボランティア受入表明

第3 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第40章 社会秩序の維持に関する計画

〔 府 警 察 本 部 〕
〔 第八管区海上保安本部 〕
〔 各 機 関 〕

第1節 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 関係機関の緊密な情報交換

府、市町村をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交わらうものとする。

第2 府及び市町村の活動

〈新規〉防災基本計画の見直し（H23.12.27）を反映（府警察本部）

		<p><u>府及び市町村は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。</u></p> <p><u>第3 警察の活動</u></p> <p><u>1 警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>第4 海上保安庁の活動</u></p> <p><u>海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。</u></p> <p><u>2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。</u></p>	<p>第21章から移動（第八管区海上保安本部）</p>
<p>412</p> <p>416</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1章 生活確保対策計画</p> <p>第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画</p> <p>第3 減免</p> <p>知事は、災害の実情に応じて個人事業税、不動産取得税、<u>自動車税及び自動車取得税</u>の減免措置を講ずるものとする。（京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、<u>第55条、第63条の3、第103条の11</u>）</p> <p>第7節 金融措置計画</p> <p>第1 方針</p> <p>災害時には現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確には握し、関係機関と連絡協調のうえ、実情に応じて適切な金融上の措置を講ずる。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 近畿財務局京都財務事務所の措置</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1章 生活確保対策計画</p> <p>第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画</p> <p>第3 減免</p> <p>知事は、災害の実情に応じて個人事業税、不動産取得税、<u>自動車取得税及び自動車税</u>の減免措置を講ずるものとする。（京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、<u>第56条及び第63条の3</u>）</p> <p>第7節 金融措置計画</p> <p>第1 方針</p> <p>災害時には現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に<u>把握</u>し、関係機関と連絡協調のうえ、実情に応じて適切な金融上の措置を講ずる。</p> <p>1 近畿財務局京都財務事務所の措置</p>	<p>条例改正に伴う条番号の修正等（総務部）</p> <p>誤字修正（京都財務事務所）</p>

	<p>(1) (略)</p> <p>ア 対象金融機関等</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 火災共済協働組合</p> <p>(エ) (略)</p>		
419	<p>第2章 公共土木施設復旧計画</p> <p style="text-align: center;">〔 近畿地方整備局 府建設交通部 〕</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害により被害を受けた公共土木施設の復旧を促進するための各種事業について定める。</p>		
419 ～420	<p>第2節 国土交通省の計画</p> <p><u>第2 災害復旧に係る情報処理連絡体制</u></p> <p><u>災害発生時又は発生のおそれがある場合には、被害情報・災害対応情報など災害対策に必要な情報を近畿地方整備局と府で迅速かつ円滑に情報共有するため、府災害対策本部に現地情報連絡員の派遣などを行うものとする。</u></p> <p><u>第3 災害復旧の実施</u> <u>(項目追加)</u></p> <p>1 <u>査定</u>の早期実施</p> <p><u>災害発生後、河川、道路、港湾、都市施設等の早期復旧のため、できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定し、早期復旧に努めるものとする。また、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため、特に必要がある場合には、応急本工事を実施するものとする。</u></p> <p><u>広域にわたる大災害の場合、災害査定官は現地において災害発生時の気象、水利及び被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導にあたるものとする。</u></p> <p><u>災害査定事務の合理化と、適正かつ迅速な事業の執行を図るため、事前打合せの制度を活用し、あらかじめ復旧工法等について査定前に打合せを行い、現地における査定の迅速な処理、手戻りの防止を図るものとする。</u></p> <p><u>総合単価の適用が可能な場合は、できる限りその活用を図る等、災</u></p>		

<p>(1) (略)</p> <p>ア 対象金融機関等</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 火災共済協同組合</p> <p>(エ) (略)</p>	<p>誤字修正 (京都財務事務所)</p>
<p>第2章 公共土木施設復旧計画</p> <p style="text-align: center;">〔 近畿地方整備局 <u>府文化環境部</u> 府建設交通部 〕</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>災害により被害が発生した公共土木施設の復旧を推進するための各種事業について定める。</p>	<p>担当部局もれ (文化環境部)</p> <p>表現の適切化 (建設交通部)</p>
<p>第2節 国土交通省の計画</p> <p>第2 (削除)</p> <p><u>第2 災害復旧の実施</u></p> <p><u>1 災害復旧工事の早期着手</u></p> <p><u>被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。</u></p> <p><u>2 災害査定</u>の早期実施</p> <p><u>災害発生後は速やかに災害査定を実施して、事業費を決定するものとする。</u></p> <p><u>緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。</u></p> <p><u>災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。</u></p> <p><u>大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。</u></p> <p>→ 災害発生後、河川、道路、港湾、都市施設等の早期復旧のため、で</p>	<p>国土交通省防災業務計画(H23.8月)との整合(建設交通部)</p> <p>国土交通省防災業務計画(H23.8月)との整合(建設交通部)</p>

害査定事務の合理化・簡素化を図るものとする。

2 緊急事業の決定

事業費の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、緊急事業を定めて適切な復旧を図るものとする。

3 災害復旧の促進

(略)

災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて助言・指導のため職員を派遣するものとする。(略)

4 再度災害の防止

河川、砂防設備、道路、港湾、都市施設等の被災施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

第3 復旧・復興資機材の安定的な確保

災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資るものとする。(略)

第4 都市の復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めるものとする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するものとする。

復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。(略)

第3節 京都府の計画

第1 概要

災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び文化環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市災害復旧事業の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。(略)

第2 復旧事業の計画

きる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

~~⇒~~ (削除)

3 災害復旧の推進

(略)

災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。(略)

4 再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

第3 復旧・復興資機材の安定的な確保

災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。(略)

第4 都市の復興

1 計画的復興への支援

大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法、建築基準法による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

2 復興まちづくりへの支援

復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。(略)

第3節 京都府の計画

第1 概要

災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び文化環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。(略)

第2 復旧事業の計画

国土交通省防災業務計画(H23.8月)との整合(建設交通部)

誤字修正(建設交通部)
国土交通省防災業務計画(H23.8月)との整合(建設交通部)

脱字修正(建設交通部)

表現の適正化(建設交通部)

1 査定の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに査定を実施して復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には緊急査定等を要請・実施する。

2 緊急事業の決定

事業の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、応急仮工事または応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

3 災害復旧の促進

(1) 公共土木施設災害復旧事業

本事業の施行は、河川等災害復旧工事及び河川等災害関連工事は3箇年、災害復旧助成工事は4箇年（但し、災害復旧助成工事が30億円以上の大規模なものは5箇年以内）に完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進ちょく率は、当年度30%、第2年度50%、第3年度20%であるが、昭和60年度からは、初年度の復旧進捗は概ね85%の予算措置がされ、緊急度に応じて早期復旧を図る。なお、再度災害を防止するため、河川等災害関連工事等を積極的に導入する。

(2) 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業として、復旧の促進を図る。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（1か所当り80万円以上120万円未満）については、小災害復旧事業として、復旧の促進を図る。

4 再度災害の防止

地形や地盤の変動等被災後の状況の変化、被災原因等を勘案のうえ、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、または原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。（略）

第5章 住宅復興計画

<表>公営住宅関係住宅災害対策

一般 災害	激甚災害			手続き の流れ
	本激	局檄		
		要件	措置	

1 災害査定の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに災害査定を実施して復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には査定前に応急工事を実施する。

2 応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害査定に先立ち応急仮工事または応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

3 災害復旧の推進

(1) 公共土木施設災害復旧事業

本事業の施行は、河川等災害復旧工事及び河川等災害関連工事は3箇年、災害復旧助成工事は4箇年（但し、助成工事費が30億円以上の大規模なものは5箇年以内）に完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進ちょく率は、初年度85%、第2年度14%、第3年度1%とされている。

なお、再度災害を防止するため、河川等災害関連事業等の改良普及事業を積極的に導入する。

(2) 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業により復旧を推進する。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（1か所当り80万円以上120万円未満）については、小災害復旧事業により、復旧の促進を図る。

4 再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては原形復旧を原則とするが、河床の変動、地形地盤の変動といった被害箇所の状況及び被災原因等を勘案の上、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、または原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。（略）

第5章 住宅復興計画

<表>公営住宅関係住宅災害対策

一般 災害	激甚災害			手続き の流れ
	本激	局檄		
		要件	措置	

表現の適正化（建設交通部）

表現の適正化（建設交通部）

表現の適正化（建設交通部）

時点修正（建設交通部）

表現の適正化（建設交通部）

表現の適正化（建設交通部）

表現の適正化（建設交通部）

表現の適正化（建設交通部）

建設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
復旧	(略)	(略)	<局激指定既設公営住宅復旧事業> 1. 当該市町村負担見込額 →当該市町村当該年度標準税収入の50%をこえる市町村が1つ以上あること。 (ただし、当該市町村ごとの合計が1億円以上) (局地激甚災害指定基準)	(略)	

建設	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
復旧	(略)	(略)	<局激指定既設公営住宅復旧事業> 1. 当該市町村負担見込額 →当該市町村当該年度標準税収入の50%をこえる市町村が1つ以上あること。 (ただし、当該市町村ごとの合計が1億円以上) <u>2. 1の見込額からみて明らかに1の基準に該当することが見込まれること</u> (局地激甚災害指定基準)	(略)	

局地激甚災害指定基準改正(H20.7月改正)による(建設交通部)

431 第6章 中小企業復興計画
第2節 計画の内容
(項目追加)

第6章 中小企業復興計画
第2節 計画の内容
第3 京都経済全体の事業継続計画の検討
京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。

新設 (章追加)

第7章 風評被害対策
(商工労働観光部、農林水産部)
府「商工労働観光部、農林水産部」は、国、関西広域連合、市町村及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

<新規>風評被害対策について記載(商工労働観光部)

432 第7章 文教復旧計画
第2節 学校等の施設の復旧計画
第2 市町村(組合)立学校等及び附属機関
市町村(組合)が行う復旧事業について、計画策定に関して指導助言を行うとともに、文部省と連絡調整を行う。また、市町村(組合)の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。

第8章 文教復旧計画
第2節 学校等の施設の復旧計画
第2 市町(組合)立学校等及び附属機関
市町(組合)が行う復旧事業について、計画策定に関して指導助言を行うとともに、文部科学省と連絡調整を行う。また、市町(組合)の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。

章番号繰下げ
市町村(組合)の表記内容整理(教育庁)

432 ~433 第3節 教育活動の再開
第3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。
1 (略)
2 災害に伴う「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)」による就学奨励費に関すること。

第3節 教育活動の再開
第3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。
1 (略)
2 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)」による就学奨励費に関すること。

法律名称変更(教育庁)

	<p>3～5（略）</p> <p>第4 児童生徒等及び教職員の健康管理（略）</p> <p>また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、<u>心の健康相談活動</u>等の支援体制を整備する。</p>	<p>3～5（略）</p> <p>第4 児童生徒等及び教職員の健康管理（略）</p> <p>また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、<u>スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談</u>等の支援体制を整備する。</p>	
434～	<p>第8章～第9章（略）</p>	<p>第9章～第10章（略）</p>	<p>記載内容の詳細化（教育庁）</p>
新設	<p>（章追加）</p>	<p>第11章 水道復旧計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p><u>水道事業者等は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。</u></p> <p>第2 復旧事業</p> <p><u>被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については『上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱』によるものとする。</u></p>	<p>章番号繰下げ</p>
新設	<p>（章追加）</p>	<p>第12章 工業用水道復旧計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p><u>工業用水道事業者は、「工業用水道事業費補助金」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。</u></p> <p>第2 復旧事業</p> <p><u>被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要領については『工業用水道事業費補助金交付要領』によるものとする。</u></p>	<p><新規>水道復旧計画の追加（文化環境部）</p> <p><新規>工業用水道復旧計画の追加（文化環境部）</p>